

時の楔通信

第11号

一九七九・一二

目次

0. (一序)	1
1. 八名古屋V地裁の(一) 公判を媒介するテーマ群	3
制裁決定と抗告群(抄)	7
(四月勾留)に関する(一) 過程記録(抄)	14
解体するものたちの公判記録(抄)	23
(審問)請求以後の(一) 公判記録(抄)	27
2. 八神戸V地裁の(一) 公判を媒介するテーマ群	37
一九七八年四月~十月「く」の字形に関する	38
(一) 公判記録(抄)	38
証人のちがいを媒介する分離公判の記録(抄)	48
一九七八年十二月~一九七九年十二月の(一)	53
公判をふくむ記録(抄)	53
3. 今後(一時の楔)通信で展開するテーマ群	67

序

一九七九・三・一七に八名古屋V拘置所に八監置Vされているもの
のノートから。(原文は横書)

- (一時の楔)通信の持続に際して把握しておくこととして
一、パンフ通信第80号をもって風土制限住居証人の住居
法廷をふくむ不可避の領域を巡礼していた(自主ゼミ)参加者
が一九七八・十二・一八に八V(一)過程に敵対するものか
らリンチを受け、前記の表現をふくむ多くのものを押収されてい
る意味を必ず包括し克服して行く。
- 二、この押収は(一時の楔)作業の根拠に対する攻撃であり、私たち
の表現に出会う条件(宙吊りの状況性の対象化)を逆方向から突
きくずそうとする作用をもつ。
- 三、(一時の楔)作業(一)一表現を持続しようとする存在に對す
す心身にわたる八虐殺V行為にまで、二、の攻撃は極限化してい
る。一九七九・二・七朝の光景を転倒することによってしか、だ
れも、私たちの切り拓いた状況に踏みこむことはできない。
- 四、大学闘争以降の八V(一)一闘争の生死をかけた対決として
一九七九・三・一四はあった。卑劣で卑小な八敵Vは法廷と共に
飛び散ったとはいえ、私たちが、より深く対決すべき関係性は持
続している。(七十年代の全てのテーマ群の根底的な再把握、か

つての一時期の共闘者からの激しい不毛な批判を総体として打倒
する道)

- 五、最良の相手を仮定しての表現の時期は少くとも八十V年前に終
焉している。最良から最悪、さらに最(一)の相手に対しての表
現をこそ。(あらゆる武器を用いる覚悟の上で、そっと手にとる
花の位相で)これまでの各項目から生まれていく表現、それを展
開する過程自体が、すでに(一時の楔)通信第80号に持続する
過程である。
- 六、.....

冒頭のノートが記された時期は、本来、(一時の楔)通信第80V
号に続く第81V号(号数としては特に想定されていなかった。)を
出現させる時期であった。第80V号出現以降の六カ月という
リズムについては、七七年秋に企画されたパンフ(一時の楔)の内包
する八うねりVを感じとれる人には、あえて説明するまでもないこ
とである。ただし、これは、いわゆる定期的刊行のリズムからは最
も遠い八うねりVである以上、たんに遅れとしてのべているのでは
ない。冒頭のノートが記されるまでの、記されてからの、それぞ
れの表現過程を把握していく際の時間性の基準として、まずこれを
べておきたい。

前述のノート(これ自体すでに拘置所職員の検閲質問をくぐっ
ている)を、ここに掲載するのは、パンフ通信第80V号の読者
たちは、このノートの表現がくぐってきている位相をどこかで共有
しようとはじめない限り、本当には(一時の楔)を手にとったり、
読んだりできていない、という直覚を(あなた)との共同作業によ

って対象化したいからである。

そのために、それ自体、切迫した戦闘でもある(一時の楔)作業として事実性群の萌芽へ立ちもどり、(私)たちの現在の位相に交差させつつ、第80V号の次に、あらゆる複素(数の号数がすでに渦巻いていることをふまえて、仮装的に過渡的な第81V号を出現させる。

I. 名古屋の公判を 媒介するテーマ群

このテーマ群については、これまで通信をふくむ表現媒体に、ごくまれに、さっと影を落とす位の交差をしているにすぎないが、それは私たちの(一)公判(一)過程の総体を対象化しようとする意図と達成が、まだ、はるかな隔絶を示していることの例証である。そして、このことは、まだ多くの(一)公判(一)過程の領域についていえるのであるけれども、この号では、冒頭の記述が示す必然性から、まず表記のテーマ群に突入して行くことにする。なお、掲載する表現にはさまれる註は全て、(一時の楔)発行主体による。読者は、まず次のような速達を仮装郵便(註)切手の表面にノリをつけてあるため、切手を切りとって水につけると消印が消えてn回応用できる。)で受けとったと仮定してほしい。(原文は横書)

さま(註)同文がn人に出されている。)

通信が、しばらく途絶えてしまいました。伝えなければならぬことがいくつあるのですが、いまはとりあえず切迫しているテーマ群のうち、とくに切迫していることをお伝えします。

まず、関連(資料)として、

米₁ 一九七九・二・十一拡大(自主ゼミ)レジュメ

米₂ 一九七九・三・一四(自主ゼミ)実行委員会のピラ

を同封します。(註)後に掲載するが原文は横書)

三・一四)成田(証人)宅前には、(前)共同被告人の(リ)ンチ(のかわりに、勾引状をもった私服警官(七)八(人)がきて、(証人)を名古屋地裁へつれ去りました。つれ去られる時、(自主ゼミ)参加者のひとり(と)とばを交わした(証人)は、(勾引されてまで証言するのですか、という問いに対し)証言はしない"と、いいのこしています。

(証人)がつれ去られたことにより、拡大(自主ゼミ)の場が、名古屋地裁の(法廷)に移動したのですが、(法廷)でも同じように(証言)しない、とくりかえす(証人)に対し、裁判所および(前)共同被告人が尋問を強行しようとした時、

"このような形で(開廷)はできない"という(声)とともに(卵)が出現し、(自主ゼミ)参加者(四)人(が)退廷させられ、そのうち(三)人が拘束され、制裁裁判のち(一)人が監置(八七)日間の処分をうけ、現在、名古屋拘置所にいます。(註)執行猶予(中)であり、n次の勾留(ト)ル)の服役の可能性もあつた。)

現在、名古屋拘置所に監置されている(一)の委託(註)監置後の連絡(委託は(不)可能であったから、より深いなにかを感じさせる。)にもよって、(三・一四)の意味を伝えるために、以上その経過の(一)部をかきました。わかりにくいところがあるとおもいますが、あなたの位相から(一)に出会う方法をみいだしていなければ、幸いです。

一九七九・三・一七(註)有名詞は、いまは(と)する)

(註一) 同月三月一七日に、京大教養部の八占拠中のゼロックス室に、三・一四の意味を示す資料群が、二・七にリンチをうけた被告人の手によっておかれた。後で判明したことであるが、この被告人が二・二六に(不)出頭したことを理由に名古屋地検は直後から被告人の居住地(文書の連絡先を捜査し、京都府警本部に「被告人が八占拠中のゼロックス室に居住しているかどうか」の捜査を依頼した。京都府警の京大担当者の回答は「(三・一七頃に) 捜査したが、学内のため居住確認は不可能」というもので、一瞬、笑いを誘う。

三・一四に関する提起をうけた人々は、三・二一早朝、名古屋拘置所前での(自主ゼミ)、その後の(前)共同被告人の公判への出撃を持続して行くが、ここで深刻なテーマになってくるのは、前述の提起をなした(氏自身が、一)の監置がとかれた後、あらたな闘争過程での困難の課題に耐えきれず、四月はじめの北川 透氏(現段階の(自主ゼミ)の活動に否定的)からの示唆を一つのより所にした、活動から(離脱)していることである。私たちは、この(離脱)そのものを批判の対象とは考えず、自らをうつす(鏡)であり、止揚の必須の回路として把握しているが、その後の経緯については以下の叙述にかいまみられるものをよみとりつつ、私たちに問い合せ(提起)していただきたい。

*、一九七九・二・一 拡大(自主ゼミ)レジュメ

基本テーマII(自主ゼミ)のn年間のテーマをどうとらえるか?

二・一という日付の意味は、(自主ゼミ)のn年間にかかわる(村田)問題が切迫しており(註一)通信第80号二八(二九ページ)をふくむ表現(提起)に対して村田父子は一月二三日付で三人の弁護士に(告訴)をふくむ法的措置を委任した。十月八日に上京した(自主ゼミ)参加者との討論により、かれらは(告訴)しても粉砕されることを感づきつつばく大な相談料をせしめ続けていることが判った。(、本来(村田)父子および(池田)氏(註一)一付の池田浩士から村田清あての手紙には、かれの父へ返事をしない理由の一つとして上げられているとはいえず、「当然、(証人)ないし(参考人)として法廷に出なければならぬ」と、(告訴)者側の出廷者になることを認めている記述がある。この記述をふくむかれの責任について、(自主ゼミ)から二・一(ゼロックス室)での討論が提起されたが、池田氏、村田父子は参加せず、文書回答もない。全ての関連資料は(ゼロックス室)で(閲覧可能)が、自らの(相互評価)に関する立場の正当性を開示しうる唯一(場)として設定すべき日付として存在している。従って具体的テーマは

- 一、(村田)問題の現段階
- 一律評価(成績表)自主管理(相互評価)

包括的試行としての七七・三自主ゼミでの確認への敵対

この段階で

三二版「ドイツ語の本」問題(註一)同じ時期に「愛のコリーダ」裁判が始まっている意味をよく考える必要がある。(、竹本処分問題(註一)処分反対者が、同じ時期の松下ゼミの最終(否決)に殆んど反対しなかった意味をよく考える必要がある。)が出現している情況性。

七七・九 正本 ドイツ語の本

七八・十(十一) (時の楔) (パンフ)通信)、八岡山(大学祭)連続シンポジウム(註一)七八・十一(七九・十一)

同志社大学仮装講演会七八・十二・二〇
などを可視的な指標としつつ持続(拡大)している動きの中で(村田)問題をどのようにとらえるか?

前記のテーマと双極変換的に私たちを包囲しているのは
二、一(一)表現(一)存在への暴力的抑圧の問題である。
いくつもの事件のうち決して目をそらすことのできない例として
言及すべきは……

(八徳島)地裁行(ウ)号の審理を不可能にしている(証人)群。その証言の宙吊りのために、七九・一・十に(八)人の(自)死者が断崖をうみの底へ落ち続けている。

(名古屋)地裁の(前)共同被告人が(自主ゼミ)からの根底的提起(註一)前述の(八徳島)地裁の問題をふくめて(無)限の註が

必要であり、あなたの共闘の度合に応じて、いつでも開示可能であるが、ここでは、通信第80号一九ページのr位相の証言が転倒して行くべき領域にあることをのべておく。(を無視して(本当は)こたえることの怖しさから)七八・十二・一八、七九・二・七におこなった押収(リンチ)。

これらの抑圧(一)に対する私たちの反撃(止揚)なしには、大学闘争の世界史性は、最深处で壊死しかねない。報復とは何か?(六九・十二都立大・解放学校の討論テーマの一つ。)が、いま、より苛酷に問われている。

三、これらの問いにさらされつつ、(自主ゼミ)参加者のn年間(生涯)のテーマを、空間性が最終的に断ち切れようとしている(ゼロックス室)で(今日、可視的に参加していない人たちの(生活)空間との関連)で最大限に展開してほしい。

*₂ 一九七九・三・一四 (自主ゼミ)実行委員会のピラ

本日朝、成田宅前での討論集会(拡大(自主ゼミ))への参加を(註一)大きい見出しの文字)

成田昭二宅付近の住民の皆さんは、本年二月七日の早朝に、一人の男性が一人の女性の全身をなぐったり、けったりしながら路上をひきずっている光景をこらんなったか、お聞きになったかされたでしょう。

その理由が不明のまま、住民の皆さんは大きい不安と疑問を抱かれたと思います。

基本的な問題点をのべると、前記の男性は、成田晴子さんや前記の女性などと共に、大学闘争の被告（註一七一・六一六・一六南山大学の学長監禁事件。関連する表現として「あんかるわ」二九号以降の北川透に注目する必要がある。）ですが、すでに判決の出ている成田さんを証人に申請し、その証言を自らの主張に役立てようとしてきました。これだけのことなら正当な、法的にも許容される行為であるかもしれませんが、しかし、かれ（ら）の主張は、成田さんがかかえている問題を十分に生かすかたちのものでなく、むしろ自らのさまざまの闇に閉ざされたテーマを彩おいかくし、かつての正しい闘争の根拠を裏切り、消し去るものであることが明らかになっていきます。

このことを指摘しつつ、成田さんは本当の証言を開始する条件を自らつくりだすべきであり、それまでは他から利用される、まして、かつての闘争の生命を失わせるような証言には応じるべきではない、と私たちは主張してきました。（証言するし）かないかは法的には任意です。）

これに対し、自らの最大の弱点が指摘されたことによるたえ、逆上した前記の男性は、昨年十二月一八日には、かれ（ら）の公判に出かけた私たちの一人に地裁内で（ノ）激しいリンチを加え（註一）裁判官らは事態を知っているのに、問題を自らに有利に利用するために、みてみぬふりをした。（）、その人のものだけでない、重要書類、現金の人った荷物を強奪し、返そうとしていません。のみならず、その問題をふくめて成田さんと話しをしに出かけた出産直

後の女性に対して、二月七日朝にあたたかい心と血をもった人間ならだれでも目をそむけるほどのリンチを一時間にわたって加えたのです。（しかも警察官には「夫婦ゲンカだ」と悪質なウソをつけて立ち去っている。）

さらにこの男性は、二月七日の自らの法廷（註一）召喚されていたのは、かれと、かれの配偶者。かの女は二・七朝の事実性の深さを少くとも、その段階では殆んど知らされていない。）で、私たちのこれまでの彼そして成田晴子さんへの提起をおしくしたまま、私たちが成田さんの証言を妨害している、と述べた（註一）これに対する裁判所の対応が三・一四の証人勾引と、リンチをうけた女性の保釈取消（四月勾留である）ばかりか、その朝自らがその女性に対してふるった暴行をかくし、「成田宅前で話し合っただけ（だ）け」と偽証しています。

さいごに成田さんご一家にも申し上げねばなりません。あなた方は、これほどひどい行為をおこなう人間の申請に応じて、その方がラクだから（註一）成田証人の、ある時期の発言」という理由で証言に応じるのですか？ 三月四日、話をしに出かけた私たちとの面会を避けて、全員で外出（？）したのはなぜですか？（註一）問題点の共有を避けたのは成田家の人たちだけではない。前述の「あんかるわ」に（自己組織への階梯）を連載していた北川氏が、とりわけ、三二二号の「見えざるものとの対話」という極めてすぐれた表現の中に引用している公判分離請求書の主体（N）は、まさに成田証言にかかわっているにもかかわらず（自主ゼミ）からの共闘の提起に対して、二月一四日に一度は成田宅へ同行はしたものの、その後、問題の深さにおびえたのか一切の協力を拒否し、矢継早に（自主ゼ

主文

本人を監置七日に処する。

理由

（事実の要旨）

本人は、昭和五四年三月一四日午前一一時一三分ころ、名古屋地方裁判所第九〇二号法廷において、当裁判所が被告人河合秀昭、同河川茂子兩名にかかわる不没去、監禁、暴行、傷害被告事件（註一）について、河合秀昭に対する第八五回公判、及び同河川茂子（註二）に対する公判準備として証人成田晴子（註三）の尋問手続中、裁判長が右証人に証言義務を告げたのち、被告人河合秀昭が裁判長の許可を得て（註四）右証人に発問をしようとした際、矢庭に傍聴席の真中付近の席から最前列まで進み出て、生玉子一個位（註五）を被告人席の前に用意した机上に、ひまわりの種子（註六）のついた花床（註七）のものを証言台付近に向けて（註八）、それぞれ投げつけるなど（註九）し、もって裁判所の職務の執行（註十）を妨害したものである。

（適用した法条）

法廷等の秩序維持に関する法律第二条第一項

昭和五四年三月一四日

名古屋地方裁判所刑事第二部

裁判長裁判官 吉田誠吾

裁判官 油田弘祐

裁判官 東尾竜一

註〇―決定を入手したのは、三・一九。

註一―七一・六一六についての被告人は六名で、七〇年代の過

ミ―参加者に（私信）を送った。それらの内容は、かつてのかれを敬愛している私たちには目を通すにしのびないものがある。そして、それ以上に、かれの表現を成立させうる条件に関する私たちの提起が三月〜四月を横断する八名古屋（拘置所を媒介してなされているにもかかわらず、かれが対応していない以上、かれは（まだ）本当には何もかきえていないといえよう。）

私たちは、この問題に関心をもちすべての人々と共に、ぜひあなた万の見解をうかがいたいと思います。

（自主ゼミ）実行委員会

（註一）このビラは、（一〇三出版）によりマス・ブリスされ、三・一四だけでも豊橋市内の成田宅および付近の住民、名古屋地裁へ急ぐ時の新幹線の乗客、そして法廷で配布された。ここで言及されている男性は、このビラを審理妨害の証拠として裁判所へ提出していることを強調しておく。）

*制裁決定と抗告群〔抄〕

昭和五四年（秩ろ）第一号

決定

氏名、年齢、職業、住居不明。上に貼付

した写真の男性。

右の者に対する法廷等の秩序維持に関する法律による制裁事件について、当裁判所は、次の通り決定する。

程で、全員が相互に八分離 \checkmark し、三名は判決が確定している。この日に召喚された二名は前記の事件の他に七二・三・二八 \checkmark 三〇の(前記六・一六事件を理由とする)懲戒処分審理を媒介する事件でも起訴されている。後者の事件については七二・六・二四に都立大学・解放学校で北川 透が発言しているのを現在よみかえずとさまざまな感慨が生じる。パンフ八不可視の拠点から \checkmark 参照

と少くとも八箇所が写真撮影されており、より重要なのは、八三 \checkmark 名の拘束后かなりたつてから、天井にはりついていた一 \checkmark が被告席と証人席の間に落下してきたことである。なお、河合は全身に、仮装被告(団)からの怒りの飛沫を浴びて、「証人尋問をしても意味がないからやめます。」と証人撤回の敗北宣言をした。

註二—この日は不出頭。河合の法廷での説明では二人の間の子どもが病気のため、とのことであるが、何らかの配慮 \checkmark 強制があったと推定しうる。

註六—通信第八〇 \checkmark 三ページに出てくる(ヒマワリのタネ)の兄弟姉妹が、未宇存在の眠る(B一〇九)斜面で咲かせた花から巡礼してきたもの。

註三—前年以降、数回にわたって召喚されてきたが、出頭拒否。その理由は次第に変化しており、はじめは父の病気の看病のため、と裁判所に申し出、その後、河合の説得 \checkmark どうかつて、かつての自分の八分離 \checkmark へのひげ目から出廷を了承したものの、(自主ゼミ)の妨害をおしおけてまでは行く気がない、と責任転化し、三

註七—三・一四夜に拘留所の職員は、慣例により決定を朗読してきかせたが、この箇所を「ハナドコサマ」とよみ、「何だこれは? だれかの名前かな?」と八註 \checkmark をつけた。

・一四朝の勾引に際して、はじめて自分の位置に気付きはじめた。開廷が一時間以上もおくれたのが、控室で証言拒否の意志を表明しはじめたためであることは、むりに法廷へつれてこられた時の最初の発言から明らかである。かの女は、サングラスをとって涙をぬぐいながら、「さきほどまで、ずっと申しておりましたように、証言したくありません。」とだけ発語した。

註八—方向性が全く錯誤しているのは、決定作成者の予断と水準からである。事件を伝えた三・一五の中日新聞も「証人をこらしめるため」などのべているが、真の意味はこれまでの註から明らかだろう。

註四—この記述は、裁判所と河合の一体化を象徴している。両者は有無をいわせない硬さで証言開始を強要し、証人は、観念したように、発語しかけた。その瞬間、(なにもものか)が出現したのである。

裁判官や河合の恐怖にひきつった顔と証人のある安緒の表情は対照的であった。

註五—情況にしいられた複素数性。八現場検証 \checkmark の報告書による

註九—「など」は、仮装被告団の行動 \checkmark 存在様式の深さ \checkmark 多彩さに決して追いつけないことを証言する語尾である。証言台の上に、被告人(竹中)からの委任状(要旨はこの事件の公判の開廷不可能性の立証を仮装被告団総体に委任する、というもの)にくるまれて、生命に触れる手ざわりで、そつと置かれた(卵)も存在する。

め、被拘束者を入れておく拘束室は、この日はじめて使用されたが、職員が被拘束者を拘留所につれ出した直後、(何かのたべのこし)を調べているうちに、ドアが自動的にしまり、中へ八拘束 \checkmark されてしまい、n分後に八救出 \checkmark されるエピソードもあった。

註十—裁判所の威信についてふれていない根拠は \checkmark 抗告申立理由補充書 \checkmark を参照してほしい。なお、三月以来、新庁舎に移ったた

ら、被拘束者を入れておく拘束室は、この日はじめて使用されたが、職員が被拘束者を拘留所につれ出した直後、(何かのたべのこし)を調べているうちに、ドアが自動的にしまり、中へ八拘束 \checkmark されてしまい、n分後に八救出 \checkmark されるエピソードもあった。

るであろう決定(群)は、あらかじめ解体していることが想定されるが、そのむこうへ、(私)たちは、 \checkmark 生死 \checkmark をかける(たたかい)のために歩んでいくだろう。

一九七九年三月一六日 \checkmark 付の(松下 昇 \checkmark 末宇)をふくむ仮装被告(団)から \checkmark 名古屋高裁 \checkmark あての \checkmark 抗告申立書 \checkmark は、制裁決定のとおり消し、最終的決定までの原決定の執行停止を要求しつつ、原決定の(不慣れ \checkmark 手落ち?)送達のおくれ、弁護人との連絡未成立などの条件のために、まず申立理由の(一序)のみを記している。その後半は次のようである。

(数度のとくそく、拘留所の保安課長との(自主ゼミ)をへて三・一九に、やっと制裁決定が到着したので、 \checkmark 三・二〇 \checkmark 付で \checkmark 抗告申立理由補充書 \checkmark が提出可能になった。以下はその内容である。)

証人調請求を本質的におこなう必要があるのは

一、(原決定の事実性からの離脱)(\checkmark …)少くとも被拘束者八三 \checkmark 名についての制裁 \checkmark 判調書、および、本件発生までの本件にかかわる公判の調書が審理の対象とされなければならない。さらに(三・一四 \checkmark の)(\checkmark …)公判参加者が作成して、弁護人を通じて拘留所へとだけようとしつつ、宙吊られているメモ群 \checkmark も同様に審理に参加する必要性をもつ。(…)

証人に勾引状が発せられ、執行される全過程。

二、奇妙なことに、前記決定には、「裁判所の職務の執行を妨害した」とはあるが、「裁判所の威信を傷つけた」とは記されていない。この双方を八分離 \checkmark しうる根拠も不明である。ただ、裁判所が、それに気付く能力をもっているかどうかは別として、本件は法廷でなく、あらゆる生活空間(とりわけ証人の生活空間)で生

被告人の一人が三・一四法廷に(不)出頭した(原因としての子どもたちの八病気 \checkmark)ほんとうの理由。

起しうるにもかかわらず、法廷の支配権 \checkmark 威信は、そこまで及びえない、ということの敗北宣言として、前記の八分離 \checkmark は投げ出されている。(…)(註—大学闘争過程で大学当局が大学の

三・一四公判の前回二・七、前々回二・一八に発生しているリンチ \checkmark 押収の開示 \checkmark 転倒。

たて前としての威信 \checkmark 名譽? などより、職務の執行のみを重視せざるをえなくなった過程とも対応している。)

七十年代の(一)表現の総体的把握と、それにこたえない関係性総体的の開示 \checkmark 転倒。

三、証人召喚の水準だけ考えても裁判所の威信など、とつづく解体

前項の項目を(八証調 \checkmark として)実現しない限り、本件への接近は(だれにとって)不可能であり、(原決定や)形式上出され

近は(だれにとって)不可能であり、(原決定や)形式上出され

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

性総体的の開示 \checkmark 転倒。

しているのは自明ではないか。勾引して証言させようとしても、
法廷で証言を拒否されているのだから、

裁判所の職務(…) (の実質は)、被告人(河合ら)の策動(三・一四までの実質的勾引要請、三・一四開廷前の警備要請。そして三・一四法廷で河合は傍聴席の(自主ゼミ)参加者たちを一人ずつ指して審理を妨害するから退廷させてほしいと要請した。)を粉砕する行為への制裁(裁判)を裁判所が代行しているにすぎないのである。(註一十二・一八には法廷内外のリンチ押収を黙認している。これ以上にはなほだしい、「威信の失墜」があるうか。)

四、以上の理由から原決定は直ちに取消されなければならないが、それ以上に重要なのは、次の諸点である。

☆ 本件の制裁決定は、今までの全ての制裁決定が、主として法
II 国家からの制裁としてあったのに対し、法II 国家のみならず、それをみ出す閩の領域からの、より罪深い抑圧過程として、法II 国家が利用されており、裁判官(ら)が、そのことをとらえていないということの比喩として出現している。

☆ 制裁決定に被告人として名を出しているものは、今や大学闘争(一) 闘争に対する許し難い敵対者として批判し打倒されはじめている。(正に制裁々判をうみ出した自らの関係性そのものによって。) (かれら)は一死刑(以上の△刑)を受けていることを思い知って行くであろう。

五、(一卵)については少くとも申立人に関する
一九七二・二・一五 神戸大教養部△▽広場において△▽焼の過程で飛翔している(一卵)↓公訴事実の△▽つ。

一九七四・四・一 岡山地裁(一〇三)公判において法廷を粉砕しつつ監置し起訴のn重罰のむこうへかけ抜けて行く(一卵)との連続性が、

(ヒマワリ)については
一九七六・四・九永遠に巡礼したものが眠る(B一〇九)斜面と
一九七八・三・一(一)再審請求をふくむ(最高裁)あて表現群に添付されている(種子)の現在性が
問われない限り、本件と同時代人たりえない。

(註一三・一四)三・二一の△名古屋▽拘留所の独房は、七十年代の△▽年間を再把握するのに極めてふさわしい空間性を帯びていた。被拘束者が裁判所に提出する文書をけい紙にカーボンをはさみながら書き、報知器をおして看守をよび、スミを指につけて(松下 昇(未字)をふくむ仮装被告(団)が押印や訂正印を記し、保安課長らの呼出しをうけて(自主ゼミ)をしている過程で、すでに(一時の楔)の作業は文字としても開始され情況の欄にぶつかり越えつつあったといえる。いまそれを再構成し、活字にし、配布する根拠は、私たちが出会っている事態の意味を即自的極限におけるリズムとしてだけでなく、対自的極限へのリズムに恒常化させる責任があると、なにもものか、がささやき統けるからである。)

昭和五四年秋は第一号
決定

名古屋拘留所在監

申立人 自称 松下 昇(未字)

(原決定書添付の写真の男)

右の者に対する法廷等の秩序維持に関する法律による制裁事件について、名古屋地方裁判所が昭和五四年三月一日なした決定に対し、申立人から抗告の申立があったので当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意及び理由は、本決定書末尾に添付してある申立人自称松下昇(未字)と記名指印のある抗告申立書写に記載されているとおりである。

よって記録を調査するに、名古屋地方裁判所刑事第二部が昭和五四年三月一日被告人河合秀照外一名に対する不退去等被告事件を同裁判所九〇二号法廷で審理し、証人成田晴子の尋問中、同日午前一時一三分ころ傍聴席にいた氏名不詳者(原判決書添付の写真の男性)が傍聴者席前列に進み出て、同法廷証言台等付近に生玉子、ひまわりの種のついた花床等のものを投げつけるなどして裁判長の命令で裁判所職員に拘束され、同日午後七時一〇分裁判所は右氏名不詳者を法廷等の秩序維持に関する法律二条一項に従い同人を監置七日に処したことは明らかである。

そこで本件申立のしはば主張する抗告の各理由のうち 原決定書謄本の送達が遅れている旨の主張は、制裁を科する裁判はその宣告によって効力を生ずるもので(法廷等の秩序維持に関する規則一

一条)あって、右決定謄本の送達がなされていないことをもって原審の手続違反があるとは言えないのみでなく、同月一九日申立人に原決定書謄本が送達されていることは本件記録上明らかであるから、右論旨に同調できず、また右抗告の理由中申立人と弁護人の連絡がとられていないとの部分は前掲規則六条違反を主張するものと解される余地はあるが、原裁判所は申立人の希望する弁護士二名に申立人を補佐する意思があるか否か連絡したが一名は受任を拒絶し、他の一名は担当事件の関係で三月一日も原裁判所に出頭できない旨連絡があったので、原裁判所は前記規則三条の規定の趣旨に従い補佐人なしで制裁の裁判に及んだことが認められるので、これも法令に違反しているものと認められず、その他の主張について検討してもいづれも原裁判が法令に違反して本件監置処分を付したとする適法な抗告の理由とはなし難い。

よって、本件抗告は理由がないので法廷等の秩序維持に関する規則一八条一項により本件抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。

昭和五四年三月二〇日

名古屋高等裁判所刑事第一部

裁判長裁判官 杉田 寛

裁判官 鈴木雄八郎

裁判官 吉田 宏

特別抗告申立書

(松下 昇(未字) 印)

をふくむ仮装被告(団) ①

(註一)①の右は大きい指印、
②は小さい指印である。)

申立の趣旨

名古屋高裁判事第一部裁判官杉田 寛他二名が申立人に対しておこなった本年三月二〇日付の棄却決定(昭和五四年秩(第一号)をとり消し、)する、との裁判を求める。
一九七九年三月二三日
最高裁判所へ 御中

申立の趣旨

一、前記決定は、申立人の三、一六の付の抗告申立書の前掲の一つである、原決定の送達に関して少くとも憲法第一四条(法の下の平等)、同三一条(法定の手続の保障)、同第三二条(裁判を受ける権利)に違反する判断を示している。
制裁々判が宣告によって効力を生ずる、としても、それは身柄の拘束を過渡的におこなう範囲内での効力にすぎず、抗告による原決定の変更として消しの権利をうばうまでの効力はもちえない。申立人に関する制裁々判の決定(群)に限定して考えても米昭和四五年一月二四日神戸地裁第三刑事部の昭和四五年(秩ろ)第八六〇号(…)、
米昭和四六年十月一日神戸地裁第三刑事部の昭和四六年(秩ろ)第八三〇号(…)、
米昭和四九年四月一日岡山地裁渡辺宏の昭和四九年(秩ろ)第一

号(…)

のそれぞれの原決定は、制裁々判直後に被拘束者に送達されており、この措置は前記憲法の各条の趣旨からも当然のことである。
二、申立人から名古屋拘置所の保安課長に面接要求して、名古屋地裁あてに原決定送達要求(三、一六の付の抗告申立書に併合)をおこない、やっと三月一九日に送達がなされたが、抗告申立書に明記してある通り、抗告申立理由は原決定をふくむ関連表現(制裁々判調書、公判調書、公判参加者のメモ)の入手後にはじめて本格的な展開が可能になるのである。申立人は原決定のみが送達された段階で、八資料の重大な欠損に苦しみつつも、抗告期間の八五日間をも考慮して三、二〇の付の抗告申立理由補充書を三月二〇日午前に提出した。しかるに同日午後、この補充書を審理しないままに名古屋高裁からの棄却決定が送達されている。この決定の仕方前項一同様に憲法各条違反である。
三、弁護人との連絡については、受任を拒絶した(福島啓氏)弁護士は仮装被告(団)から本件にかかわる公判を審理する裁判所へ提出しつつある重要な表現群を恣意的に八押収し続けていること、時間的に出廷できない(河原昭文)弁護士は、本件の出現する過程について重要な証言と証拠提出をなしうることとの関連で八補佐を要請したのであり、たんに法廷等の秩序維持に関する規則第三条の規定のみで論じるには、問題点があまりにも形式化し、枉殺される危険性がある。これも前項一同様に、さらに憲法第三七条(刑事被告人の権利)の趣旨をふくめて、憲法違反であるといわざるをえない。

四、名古屋高裁の棄却決定は三、二〇の付の抗告申立理由補充書の内容は無論のこと、三、一六の付の抗告申立書の内容にも殆んどこたえていない。(…)内容の総体は、今後の(自主ゼミ)過程で相互に討論し続けるとして、少くとも次の点に最高裁は判断を加える責任をもつ。
法廷等の秩序維持に関する法律がそれ自体憲法違反である点に

関して昭和二八年(秩ろ)第一号、同三三年一月一日大法廷決定、昭和三三年(あ)第二二五八号、同三四年四月九日第一小法廷判決の水準を固守してきた意味をどう自己批判するか。又、前項一のべた岡山地裁の制裁決定に出現する(卵)の事件が、告訴し起訴される過程で出現した昭和四九年(わ)第二二二二号の各公判、広島高裁岡山支部の昭和五一年(う)第八一号、同年十二月一六日付判決、最高裁第三小法廷の昭和五二年(あ)第一八五号、同年十一月一日付判決、その後の(再審)請求の開示として問題点に八V瞬でも耐えられるか。

五、原決定にある「裁判所の職務の執行の妨害」と「裁判所の威信の解体」の八分離(後者を文字にしないほどの奈落への失墜)は、これまでの判例に存在しえない意味を帯びている。最高裁が、この事態を放置すれば、今後、いかなる法廷の権威も(文字の上でさえも)なくなるであろうことに十分留意されたい。

六、本件は、世界(史)的な大学闘争(一)闘争と深いかわりをもつて出現しているから、どのようなテーマもこのn年間n生涯のワープ飛翔をなしうる。(卵)についてだけのべても、(卵)を媒介する制裁々判に(本件や前項一、四でのべた岡山地裁の事件とも共闘しつつ)

昭和五〇年六月一三日徳島地裁の昭和五〇年(秩ろ)第一号
昭和五一年二月二六日広島高裁岡山支部の昭和五一年(秩)第一号および第二号
があり、それぞれの当事者が、本件の現場で法国家のみならず、より罪深い抑圧過程とたたかい抜いていたことを(かれ)かの女からの名譽のために記しておきたい。(註)その他に、単位制、宗教、対の問題と格闘中のn名が、八場Vの深さから自らのテーマをとらえなおすためにも存在していた。)

昭和五四年秩(第三号)決定

申立人 松下昇

右の者に対する法廷等の秩序維持に関する法律による制裁事件について、昭和五四年三月二〇日名古屋高等裁判所がした抗告棄却決定に対し、申立人から特別抗告の申立があったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣旨は、実質は単なる法令違反の主張にすぎない違憲の主張を含めて、すべて法廷等の秩序維持に関する法律六条一項の抗告理由にあたらない。

よって、同法九条、法廷等の秩序維持に関する規則一九条、一八

条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。
昭和五四年四月二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 大塚喜一郎

裁判官 栗本 一夫

裁判官 木下 忠良

(註——この水準の決定しか出せないことはすでに(一)獄中でも予想していたし、一時の横一通信第八〇〇号三二一ページのさいごから三二二ページに記されているヴィジョンは今も一層深まっている。そして、私たちが、必死で出会いたいと祈っている共闘者はこれまで記したことから記していく)——過程にどこかで自らの生涯的なテーマを交差させる存在である。)

* 四月勾留に関する

過程記録〔抄〕

三月のテーマ群をさらに展開する方向で、四・一八徳島V地裁行ウロ号のプランについて四・四に京大教養部のハドイツ語ゼロックス室V(自主ゼミ)が企画され、そこにはそれぞれ遠くから巡礼してきたn人の人たちがこの空間性ではじめて出会う意味もこめられていた。その四・四の前夜、四・三に八名古屋V地裁の(一)公判の被告人から(自主ゼミ)実行委員会に、権力に拘束し監視されながらの緊急の(一)が公衆電話でとどいた。

かの女は四・三の夕方、制限住居のすぐそばの、城のみえる広場で子どもと遊んでいたが、突然、警察官数名が現われて三・六付の保釈取消決定し収監を告げた。かつて、かの女は公判をふくむ全ての問題を根本的にとらえなおして行く過程の(一)不出頭を理由に勾留され、(一)公判へ併合し飛翔していく方向で保釈を獲得したことがある。この一九七五年(六月勾留)の深い意味については、あらためて論じなければならないが、その深さは、すでに通信第二四号の(一)非一存在闘争論(序)に連続し支えてきている。裁判所や先述の(前)共同被告人は(六月勾留)後の新しい(一)公判の展開に恐怖し、あらゆる抑圧を加えてきた。保釈取消もその一つであり、その理由は二・二六公判への(一)不出頭のみである。考えてもみよ、(一)不出頭の(一)不出頭で保釈取消(を)することも敢えておこなう裁判所が、いま、どこに存在するであろう。しかも出産直後の二・七に

リンチをうけ二・二六に(一)不出頭せざるをえなかった過程を理由にするのは、(一)リンチVとの共闘し増幅に他ならない。

しかし逆にいえば、裁判所は、それだけ決定的に追いつめられていたのである。それまでの検察側証人は全(一)反論しつくされ、被告側証人は公訴事実を完全に転倒し、すでに確定している他の被告人たちの裁判過程をふくめて大学闘争、裁判闘争という概念をすら越えてしまうほどの(一)闘争が開示されてきた。このままでは自己の存在基盤が崩壊してしまうと直観した裁判所や前述の(前)共同被告人が、かの女(に象徴される、なにもものか)に示した憎悪は、かれらの解体し失墜をこそ根拠としている。それ故、四月の保釈取消は、三・一四を頂点とする闘争への報復としての意味をもち、かれらのみにくさを、より一層きわ立たせた。

四・三夕方の(一)は一瞬のうちに、このような意味を情況の尖端と根底にとどけたのである。そして、言葉を伝え、伝えられるものより、はるかに切迫した位相におかれている(一)才児と(一)才児が存在し、それぞれ母から(一)分離Vされ、かの女たちの身体と魂をひきかさかねない(一)施設Vへ送られようとしていた。直ちに行動を開始した(一)自主ゼミ)参加者は深夜に幼い存在を(一)自主ゼミ)空間に奪還して、眠りにつかせたが、この数時間の衝撃は現在まで深い痕跡をのこしている。(一)非一法によって生ぜしめられた、いかなる医師も、いやすことのできない痕跡を。

四・三夜に京都拘置所に収監された被告人は、(一)四(一)妊娠し出産過程を通じて、京都で診察をうけてきた女性医師に診察をうけたという意志表示にもかかわらず名古屋拘置所へ移監されたが、新幹線プラットフォームには、かの女の奪還をおそれか、厳重な警

備体制がしかれた。これはかれらの想像を絶する闘争を展開しうる私たちに権力がいかにおびえていたかの証拠といえよう。

四・四に弁護士(河原昭文)から保釈取消決定に対して抗告申立がおこなわれた。この申立は、要約すると二・二六に被告人が出頭しなかったのは、

- ① 出産後の身体の回復がおくれている。
- ② 二・七のリンチによる心身の打撃から回復していない。
- ③ 十二・一八に押収された荷物の中に、公判に必要な文書などがある。

ことを理由とし、二・二六当日、弁護士と裁判所の間の電話で了承をえていたはずであり、保釈取消決定は全く不当である。というものであった。

これに対して、四・一付の名古屋高裁判事二部(菅間英男、服部正明、土川孝二)は「記録を仔細に検討しても、被告人が、前記公判期日の当時、所論指摘の事由により、右公判期日に出席することが著しく困難であったことを認めるに足りる証拠は毫もこれを見出し得ない」という高圧的な態度で保釈取消決定を追認した。裁判所のいう表向き追認理由は、二・七リンチに際しての医師の診断書、権力への告訴などの文書記録がないということであろう。しかし二・七当日、リンチ開始後一時間で現場に参加した警察官はリンチを加えた河合の、公判に行く途中の夫婦ゲンカにすぎない、という偽証にのせられて、そのまま河合を去らせ、一方、リンチ被害者を、被告人・証人への審理妨害容疑者として取調べるために本

署へ連行し、ひどい負傷におどろいて「(刑事)事件にする気があるか」と何度もきいたほどである。被害者が告訴しない、という大学闘争(一)闘争の最深部からの意志表示を、極めて浅い水準でうけとった警察官は医師の診断さえうけさせずに(と同時に、裁判にかかわる事件にまきこまれることへの本能的な判断から?)、数カ月後にも可視的な傷の残ったほどの被告人の事件から立ち去ったのである。私たちは、裁判所に限らず、その当時の()を示す文書や証拠がないから、という理由で、(一)の存在に目をむけない全体的なものたちに、これからも激しい終ることのない、たたかいを挑んで行かねばならない。

前述の指摘は、私たちの文書や証拠への軽視を示すものではなくない。それらを権力性の上限でみるか、表現の根拠過程の下限をくぐって生き続けるか、のちがいをいいたいのである。私たちは、「(非)力に苦しみつつも、だれよりも、よく表現しよう」と試みてきたのではなかったか。表現すべきことの断片の、さらに、その飛沫を対象化する段階にしかないとしても。

そして、それ故に、ここで、もう一人の被告人の勾留について記述するのが、これほど遅れてしまっていること自己批判しつつ、この問題群を垂直方向から、かいまみておくことにする。もちろん、別の機会に、もう一度、とらえなおしていかなければならない。

かの女を媒介して出現している(三)の起訴状のうち(三)の起訴状のものは七九・三・六(註——前記の被告人に対する保釈取消決定の日付)に高知市内で「張せつ文書」を「販売の目的で」所持していたことを公訴事実とする。三・六夜の逮捕勾留は四月に入っ

この表現のうっしは、三・八付勾留通知書を、被疑者の要請により、松下方片山恵子に送ってきた(高知地裁刑事部)あてにも提出されたが、(高知)徳島(地裁)は、その内容を実現しないまま公判を強行してきている。

先にのべた勾留取消(保釈)請求が次々と却下(棄却)される理由は、たんに被疑者が黙否しているとか、逃亡のおそれがあるとか、国選をふくめて弁護人を承認していない、という表面上の口実だけでなく、かの女への予断的(判決)があり、(三)の起訴状が、ことなつた地裁を横断しており、(併合)して審理する基準が(復)素(数性を帯びて)しまい、被疑者を永続的に勾留する他に審理の仕方が判らない、という絶望的困惑からきているであろう。

勾留されている女性(法的な文書では、山本こと石田光代とされている)は、三月(四月)の(名古屋)地裁を媒介する(一)過程とリズムを対応させつつ四月末の過渡的保釈のむこうへ踏み出していることになるのであるが、かの女にとっても、(私)たちにとって問題群総体との真の格闘は、まだ開始されたばかりである。

(名古屋)地裁の被拘束者のテーマにもどると、抗告棄却の後、現在なしうるあらゆる試みが次々と提起された。

四・一三付の弁護人からの勾留執行停止の申立は、その理由として(要約)

①昭和五三年一月九日、予定より一カ月以上も早く出生した次女が衰弱の度を加えている。

②二才半の長女も精神的な不安定から不眠傾向、夜驚症をふくむ心身症状の悪化をきたしている。

でも持続し、何回もの勾留取消(保釈)請求は次々と却下(棄却)されて行った。この理由には他の起訴状が関連してくる。

(二)の起訴状のものは、七八・一〇・一一に「業務その他正当な理由がないのに」、「徳島地方裁判所第七号法廷内」で「包丁一丁を携帯した」ことを、

(一)の起訴状のものは、七八・七・二四に「徳島大学医学部基礎B棟二階病理学研究室」付近で「清掃用モップ」に手をふれたことを、それぞれ公訴事実とする。

これらの公訴事実のむこうには六九年の(名古屋)地裁(大学闘争)処分(行)ウn号裁判の提起している膨大なテーマ群があり、(松)下(昇)をふくむ(自主)ゼミ(実行)委員会は、すでに(一九七八・一二・一)付で、裁判官、被告人をふくむ(一)公判(参加者)に対して次の提起をおこなっていた。

「(一)」

前記公判は、弁護人の(非)存在に(も)よって開廷(審理)が(一)可能性に宙吊られつつありますが、その根拠を本件の発生要因をふくむ大学闘争の(性)から追求していく作業を法廷においてもおこなうことが可能です。(二) (註)特別弁護人の仮装形態をふくむ)

ただし、この提起は裁判官(被告人)が提起者に対してn年性の(一)表現(註)この概念自体、いく度も出現しているが、あらためて論じなければならぬ(二)を開始することを前提として、はじめて実現していくものであり、(三)それまでは本件(公判)期日の設定が(一)可能であることは、いうまでもありません。」

③被告人自身も二・七リンチの治療が拘置所内でなされていない。の三点を上げ、①、②については、四・一四付の医師の診断書を提出し、③については、(岡山)弁護士会を通じて数多くの障害をくぐって入手した、四・二〇付の拘置所長からの「在監者の診療状況についての回答書」(四・一七)一九付の法務技官医師の作成した診断書をふくむ。これは内容以前に、診断の前提を欠いた紙片にすぎない(四)を提出した。

この勾留執行停止の申立がその後、出会う問題は少くとも三つあり、私たちはその意味を対象化せずに(四月)勾留(を)把握することができない。

第一に、医師の診断(書)の位相が、その上限と下限をこえて問われていること。

第二に、勾留が法的な収監者のみならず、子どもたちを含む関係性総体に及んでいること。

第三に、この申立にはいまだに決定が出されていず、(無)限勾留が続いていること。

それぞれが相互に関連しているが、次の経過を媒介にとらえてみることにする。

被告人側の医師の診断(書)を無視できなくなった裁判所は、「そんなに子どもの状態が悪化しているなら、近くの公的な病院に入れて、その病院の医師からの診断書を出せ。」といいつつ、その権力性(形式)性を反論されて、四・二四に医師を(名古屋)地裁によって尋問することにした。この医師は被告人の公訴事実である七・一・六・一六学長(監禁)事件の現場に存在したことが被告側の証言から明らかになりつつあり、他の証人群と共に証人申請されていた

のであるが、裁判所は公判過程（一）過程の根本的変換を感じとって全ての証人群を却下しつつあった。従って四・二四に尋問をうけることはその位相で、証人群総体の証言を代表することをしいられたといえる。

四・二四には医師と共に（自主ゼミ）実行委員会から松下が同行し、子どもたちの現状、勾留の不当性、重層性について証言し、被告人の診断の必要性（現在勾留に耐えられるかというにとどまらず、二・二六に出廷可能であったかどうかを医師をふくむ全ての関係者の証言から明らかにしていくこと）を主張しようと準備していたのであるが、裁判所に入ると三・一四を記憶している警備員が多数待機して医師（浜本）のみを別室につれて行き、松下の同席証言を排除した。

裁判所の対応は、浜本に対しても、医師としての証言をきく、というより、三・一四の参加者、被拘束者であることを感じとって、三・一四制裁判の連続であった。子どもたちの症状よりも、浜本が八徳島大学で処分されたかどうか、公的な病院に勤務しているのかどうかの尋問に重点がおかれ、かの女を原告とする行ウロ号裁判の位相としても審理された。かの女は、その後、松下と共に拘留所へ行き、収監されている竹中と面会するのであるが、この（はじめの）出合いは本来、四・四のハゼロックス室における（自主ゼミ）で予定されており、いま、やっと実現されたのであるから、その目のくらむような変移の過程が、占拠空間の（自主ゼミ）の巡礼性を象徴するといえよう。なお、弁護士から保釈取消決定書の裁判官名の誤記を理由とする再抗告を四・一四付でおこなったが、四・二四付で棄却されている。

七公判の開始時刻であった。

救済請求書

（・・・）請求者（被拘束者） 竹中千恵子
（・・・）代理人弁護士 河原 昭文
（・・・）拘束者 名古屋拘置所長 松村 幸一

請求の理由

一、被拘束者は（・・・）四月三日（・・・）拘束され（・・・）今日にいたっている。（・・・）

二、しかしながら、右保釈取消決定は次にのべるとおり、内容、手続ともに不当なものである。

（一）保釈取消決定の理由となった二・二六不出頭について（・・・）

1. 当日午前一〇時ごろ、弁護士は被告人から次のような連絡をうけた。
 - (1) 被拘束者の二女ときの出産後の回復が遅れているうえに、(2)により更に悪化している。
 - (2) 二・七に前に相被告人だった河合秀昭から一時間にわたる顔面の暴虐をうけ、心身の打撃から、未だ回復していない。
 - (3) 前年十二・一八に被拘束者の友人、川合吉雄が河合から法廷内で暴行をうけ公判に必要な文書を奪取された。
2. そこで弁護士は、直ちに電話で裁判所にその旨を伝え、公

四・二四に裁判所がとった対応から勾留執行停止申立の試みは極めて困難になってきたので、（自主ゼミ）参加者は、人身保護法による（審問請求）の実現を目指した。この（審問請求）は一九七一年・九・七のAB一〇九〇競争による被逮捕者（松下）が、九・十の（研究室）公判に出廷を阻止された時、留置所から提起したものが（一）公判過程においては最初であり、その後、一九七一年・十・一 八神戸地裁で機動隊のリンチをうけて監置された橋本についておこない、審理、執行停止を獲得したことがあり、

一九七四年の四、五月、八岡山地裁刑務所を媒介する審問的情况の中で坂本、松下、山本について四回にわたって展開され（通信第二二七ページ参照）

一九七四年・十一・五 八徳島地裁での被監置者（山本）についても応用し、審理、執行停止、入院を実現した。（このときの請求者側の医師は浜本であった。）

これらの意味を七十年代性の横断の過程でおこなおうとしたのが、四月勾留の被拘束者についての（審問請求）の試みであり、これまでの試みとの差は先述の第二のべたように、勾留が法的な収監者のみならず、子どもたちを含む関係性総体に及んでいること、およびはじめて弁護人の提起を媒介して（弁護人の言葉がいかなるものであっても）おこなわれていることである。このような条件による試みのために生じる時間的おくれなどのために、（審問請求）（弁護人の文書は救済請求書となっている）が地裁民事部に提出されたのは、裁判所が四・三に指定した四・二

判期日変更申請書を提出した。

3. その後、裁判所から二・二六の公判は変更されたとの連絡があった。

4. 従って、被拘束者には出頭できない正当な理由があり、裁判所もそれを認めたからこそ期日を変更したのである。

5. 右決定は（弁護士と裁判所の）信頼関係を裏切ってなされている。

三、拘束の方法が人権を無視している。

（一）保釈取消決定は四・三までに弁護士にも被拘束者にも送達されていない。

（二）しかも弁護士と裁判所の間で次回公判期日を四・二七に決めた四・三直後に本件拘束がなされた。悪意、いやがらせ以外の何ものでもない。職権の濫用、ここに極まれている。

四、

（一）被拘束者には、昭和五一年七月一三日生まれの長女まいと、昭和五三年一月九日生まれの二女ときの二人の子供がいるが、本件拘束により引離された。二人は日々衰弱の度を加え、回復不可能な状態に陥るおそれがある。二人の幼い命を救うのは（医師ではなく）ただ母親のみである。

（二）弁護士は四・一三に勾留執行停止の申立をしたが、裁判所は速やかな決定を出さず、四・二〇にやっと医師、浜本を京都か神戸で尋問するといってきたが、四・二三には名古屋まで来てもらいたいということがわかり、四・二四に尋問したにもかかわらず四・二五には公的な病院の診断書を出せと要求している。

（三）いまや、二つの幼い命を救うという積極的な目的のために、

被拘束者の釈放は火急の大事である。
五、よって直ちに仮釈放の決定をしていただきたい。

(練明資料—略)

昭和五四年四月二七日

右請求者代理人

弁護士 河原 昭文

(註—前日の(自主ゼミ)からの面会で、被拘束者が数日前から重湯しかたべられない衰弱状態にあることが判ったので、弁護人を通じて四・二七付文書で請求理由に追加した。)

医師、浜本多恵子からも、二人の子供たちの症状のみならず、被拘束者の健康状態の悪化に関する四・二七付の上申書が提出された。

一、

(一) 拘置所の医師の四・一七付診断書には被拘束者の下痢・腹痛は次第に軽快しつつあると記しているが、四・二四面会時に二週間にわたって症状が続いていることを確認している。釈放に より精密検査と適切な診療が必要である。

(二) 拘置所の医師の四・一九付診断書は、二・七リンチの後遺症についてのものであるが、あまりにも局所的診断といわざるを得ない。二・七当時、被拘束者は、一・十付の医師、草野^{敬子}の診断書にある通り出産後の回復のおくれにより安静加療を要する状態にあった。そのような状態において一時間余の殴打や引きずりまわしを受けたのである。負傷は当時全身的であり、かつ心身にわたるものであった。拘置所の医師の診断(註—

被拘束者の原則的態度にもより、診断は、着衣状態での可視的部分に限定された)は極めて局所的である。早急に産婦人科専門医の適切な診療を受ける必要がある。

二、本件被拘束者の診療(治療)は、(一)竹中千恵子—まい・とき—の(一)母子—存在を对象として、はじめて診療の名に価する。(三)才未満の)こどもの病気をみる場合、母親がその診療对象としてふくまれることは医学的一般常識から当然であり、また逆に母親の病気をみる場合、そのこどもたちの症状を母親の病気の投影としてもみていかねばならないことは言うまでもないが、とりわけ竹中母子においては、その(一)母子—共生のありようから、互いの病状が不可分に浸透しあっていること、診療はこの(一)母子—共生を对象としない限り効を奏しないことから、竹中千恵子の拘束は竹中母子の拘束であり、釈放が(一)母・子—の現症回復の大前提として不可欠である。

二人の子供の生命を支えつづける位置にある(一片山恵子)からも、四・二七付で(一)審問—請求に関する陳述書が提出され、四・三以来、悪い環境と激しい労働のため、子供たちのみならず自分も生活(生命)に危機が迫っていることが報告された。

浜本多恵子、(一片山恵子)の文書と共に提出された(一)松下 昇(末字)をふくむ(自主ゼミ)実行委員会の

(一)竹中千恵子)の(一)審問—請求
に関する陳述書

の要旨は次のようなものである。

わっていた警備員は、排泄物をたれ流しているのを閉廷後バクロし
てしまった。)

裁判官の一人が交代したことによる手続更新に際しての被告人(竹中)の意見表明。

「手続更新の前提として開廷条件について申し述べたいと思います。(一番目に)昨年一月一八日(…)川合吉雄から荷物を押収し法廷の内外でリンチを加えた(…)河合秀昭(…)に對して四月二五日に(法廷あてに)電報をうってありますが、それは届けてあるでしょうか。(…)二月一八日の法廷の内外でリンチや押収が行われている、そういう事態やその根拠について裁判所を構成している人達が目をつぶったまま何も対応をなし得ないのであれば(註—七・六に裁判長は、二・七リンチをふくめて「自業自得」といっている。)、監禁や暴行あるいは傷害事件についての審理(註—まさに八南山(大闘争の公訴事実の審理)はできないと思います。二番目は(…)六・一六機動隊導入決定に関する(…)議事録、六・一六以後の(大学当局による)留置品目録、(…)六・一六事件審理特別委員会議事録(…)について)裁判所から文書提出の命令ないし要請を行っていただく必要があります。第三点として(…) (本件を媒介する真の)事実性を明らかにしていくためには以下の証人が不可欠です。成田晴子方金貞伊と藤井純子(註—杉井順子という発音が、公判調書では、ある錯覚からこのように記載されている)、森川証言に関わる文書群を宙吊りにしている前国選弁護士、福島啓氏、(…)医師、浜本多恵子(…)それから現在までに却下

(註—以上の八三〇の文書は、弁護人の文書と併合して提出されている。)

(一)審問—請求表現を一階の地裁民事部受付へ提出してから弁護人と(自主ゼミ)参加者が九階の九〇二号法廷へ行くと、三・一四の悪夢と四月勾留の罪の深さにおいている裁判所は、二〇〇三〇人の警備員を配置して八傍聴人(傍聴人)の荷物を入らずかゝる(註—)三〇人、前後左右に身体を接して座席を包囲し、一つ一つの動作にも監視の目をとどかせようとした。

(註—あまりの緊張?のためか、八三・一四被監置者(横)にす

を被告人との相互の関連について証言し得る松下 昇と松下未宇、
以上は被告人尋問が可能になるための不可欠の条件でもあります。
三月六日の保釈取消決定を取消決定し、勾留の執行を直ちに停止し
ていただきたい、以上です。」

裁判長は証拠調請求を全て却下し、弁護人の異議も却下し、被告
入質問を強行しようとし、被告人の健康状態をふくめて本日は不可
能とする弁護人の意見によって次回に延期されたものの、すぐにで
も判決したい焦りの色をみせていた。続いて検察官が「敬塵も反省
の色が認められない」と論告し五カ月の求刑をした時、「いくつか
の点にわたり事実関係はいまいであるが」というニュアンスの言
葉をはさんでいるにもかかわらず、公判調書からは抹殺されている。
名古屋地裁の公判調書は、他の地裁の公判調書と比較して、高圧性
権力性の反映としてかなり精密に作成されるが、本質的な部分は全
てこのように処分されてしまう。次回公判は六・一になった。

閉廷後、保釈請求をすらかどうかについて私たちには深いところ
での苦痛があった。というのも、閉廷前の(審問)請求を実現させ
つつ、その決定をふまえておこなうのが本質的であるとはいえず、民
事部が審理を開始するのは数日後になり、釈放の可能性は(不)確
定である。一方、子供たちをふくむ被拘束者の苦痛は一瞬ごと増
している。法廷にきている被拘束者の母の顔。遠方から何度もく
ることが困難な弁護人。これらの諸条件を考慮して、「自主ゼミ」
参加者は、法的には(審問)請求を実現させえない根拠を必ず転倒
していくことを心に誓いつつ、保釈請求の作業にとりかかった。裁
判所は、はじめ三百万の保釈金を要求し、弁護人から被拘束者をふ

と発言し、決定を出さない、という(決定)を出したのである。こ
れは、公判の全過程におけるかれの暴虐ぶり、七・六判決強行過程
との関連でとらえると、権力による(無)限勾留の意図(註)かれ
らが、(一)公判過程の仮装被告団の闘争にいかにか傷つき、被害者
?意識を抱いているかは、保釈手続に際しての裁判官の数々の言動
から推定しうる。(一)を立証している。(四月)勾留が、まだ持続し
ていることの把握を抜きにして、(一時の楔)の存在する状況を把握
することはできない。

くむ人たちは(失業)者か低所得者(生活保護をうけているものを
含む)を主体としているから、本日も三十万(註)——うち二十万は、
一九六九・四・二八の仮装被告団の保釈金を委託してもらった。)と
しかないと主張しても、百万以下は駄目としてゆずらなかった。こ
れは、(金)しか信用しない権力者の、闘争者に対する庄殺行為以
外の何ものでもない。

この時、被拘束者の母(註)——(一)表現の追求過程の宙吊りか
ら、相互に数年間会っていなかった。)が、七十万を出すと申し出
たので、被拘束者は、出会えなかった数年間のテーマ群を相互に
追求していくことを条件にかりることにし、その日の夜、過渡的に
拘置所の(外)へ(出)た。

なお、(徳島)刑務所での勾留が続いている被拘束者は、(徳島)弁
護士をふくむ私選弁護人の依頼が全て拒否され、国選の弁護人によ
って公判が強行されてきたが、四月二十八日に、国選の松尾弁護士と
被拘束者の母が依頼した古家野弁護士を媒介してかろうじて保釈さ
れている。(二)の勾留過程の時間的層層を比喩とする保釈過程
で(家族)と(くに)を媒介にうみだされた重いテーマを、(自
主ゼミ)参加者は、これからも持続的に背負い、格闘していかなば
ならない。

付け加えるべき重要なこととして、四・二七保釈により請求の法
的理由がない、として五・十付で、名古屋地裁(民事部)の裁判官
(至勢忠一、妹尾圭策、伊藤保信)は人身保護請求棄却決定を出し
たが、四・一三付の勾留執行停止申立に対しては現在まで決定が出
されていない。このことに関して被告人からもくりかえし裁判所に
求釈明したが、吉田誠吾裁判長は、六・一公判で、決定は出さない

*解体するものたちの 公判記録〔抄〕

(四月)勾留は大きい試練であったけれども、私たちはこれをた
んに受動的にうけとめたのではなく、それまでの全てのテーマの総
括(飛翔)の契機としても応用し続けている。その過程は、法的に宙
吊られた(審問)請求の実現としてもとらえうるであろう。ここで
は、三・一四以降、四・二五、五・九、五・三〇、七・九と続く(一
前)共同被告人の公判へ(自主ゼミ)がいかにかかわったかの(一
断片)を示しておきたい。

一九七九・四・二五
交通ゼネスト(労働者諸君はストを徹底化すべきだが、その影響
の全てに存在領域をふくめて責任をとろうとする発想を媒介しない
限り、(革命)と逆方向へ動いてしまうであろう。)のために、遠
方からの(自主ゼミ)参加者の出廷は極めて困難になったが、その
条件をこえる意志ゆえに、最も遠方の九州からの仮装被告(団)が、
一九六九・四・二八闘争の(八)年性の総括をかけて、奇跡的に法
廷へ到着し、河合の被(人)質問の硬直的な展開を確認した。(広川
は、河合の説明では(交通)ストで(お)くれるのだろうかということ
であったが、結局不出頭)

被告人(河合)が弁護人の質問に対して、「(公訴事実の前史過
程のテーマ)授業料値上げに疑問をもった契機は、大学で教えてい
る経済学や、その他の学問が、実際の大学の運営に反映されていな

いから」と答えた時、かれ(ら)の落ちこんでしまった、ないし表象的な闘争性の底にずっとあった発想が、全共闘運動とは無縁のものであることが明らかになっている。

(註——前日の四・二四に(四月)勾留についての浜本医師証言があったことは先にのべた。また同じ日に八押収Vされた荷物が、より深い八関Vに沈んだことも、のちに判明している。詳細は(自主ゼミ)へ)

一九七九・五・九

八神戸V地裁の(一)公判と重層したこの日の公判にも、もう八
一V人の一九六九・四・二八の仮装被告(団)が東京から参加した。かれの八V年性をかけた印象は「表現の根拠を喪失し去り、表現主体を解体してしまった被告人は当然にも、裁判官、検察官、弁護士を三位一体となった法的ルートを流れ下るのみであり、被告人が弁護士をはるかにしのぐ能弁さを発揮すればするほど、無惨としか言えないものではない」ものであった。法的被告人は、かつての闘争の表面的な事実を固定化する方向で、自己の責任のなさ(例II下痢をしてトイレへよく行ったので現場に常いたわけではない等々)を強調するのみであり、七一・六・一六からの八年間(まして七八・一二・一八)七九・二・七の時間)は消滅しきっていた。なお、もう一人の女性被告人(広川)が無言のまま法廷内をスケッチしていたのが対照的であった。

一九七九・五・三〇

この日には(被告人)質問の位相を転倒させつつ、根源的批判の提起を八傍聴席Vから欄ごしにおこなったのが全てである。開廷と

排除している人間存在のあり方は戦後民主主義の内実を撃ち、憲法V法体系の根本的書き換えをせまっている)

あなたは彼等公務員にむかって何をしゃべり続けているのか?

五、川合、竹中兩人に対するリンチV押収V、三月十四日の事件、竹中さんへの保釈取消、拘留所収監攻撃、ほったらかしにされた幼児と赤ん坊Vでたらめな保釈金請求V等々、この過程でなされたあなたの犯罪的行為は多くの人々をまき込み、苦難におとしめ、心ある人々にかつてない憤激を呼び起しているが、あなたは自分の手で自分を何よりいっそう罪深い本質的な被告人へ、受刑者へと転落させていっているとは思わないか?

六、この法廷で三月十四日以後どのような審理が行なわれようとも、国家以上のなにものかによって法廷全体が宙吊られ続け、裁判官も検察官もあなたも奈落へと転落し、処刑されるべき受刑者として生涯おびえ続けなければならないだろう。

七、このような事態に突入している以上、あなたが奈落からはいあがるためには、権力者同様に倒錯している自分自身を打倒し粉砕することからはじめる以外はない。

何よりも川合、竹中兩人へのリンチV押収の件を徹底的に自己批判し、己れのとにかえしのつかない罪深さを生涯にわたって清算してゆく以外に生きる道はないはずである。

またその道こそあなたがなしたと、南山大学闘争の切り拓いたものが未来へむかって開示されてゆく最後の鍵なのだとは思わないか?

八、東大裁判闘争の被告V受刑者達は、分離公判粉砕、統一公判獲得をかかげて闘い、欠席裁判V欠席判決、総計n百年の実刑判決

同時に、この提起をうけとった被告人(河合)は、法廷内の全ての人の異様な関心をそそりつつ数分間、この紙片に釘付けにされ、(広川は、数瞬目を通したあと河合に返す。)やっと被告人質問を続けたが、無理に石のような無表情さで無実を証言し、対決を想定していた閉廷後の提起者から足早に立ち去った。この日も、もう一人の女性被告人(広川)には発言の機会がなかった。これで一人の被告人(河合)だけで三回の公判で被告人質問をおこなったことになり、(一)公判の被告人(竹中)に対しての被告人質問の抑圧ぶりと対照的である。

東大V岡大V闘争裁判統一(一)被告(団)V受刑者(団)からの(被告人)質問

河合被告人に対して最後の忠告という気持をこめて、被告人質問をしたい。

一、南山大学問題について当事者でもないのに、第三者を仮装して国家がこのように介入していること自体許せないことではないか。

二、また刑事事件として収束させ、南山大学闘争の意義を卑劣におとしめて歪曲している国家が、現実問題を真底から解決することができないことは、自明ではないか。

あなたはその国家にすぎることか?

三、世界史過程において、あるいは日本の生活大衆に対して最凶悪犯であり続け、前科n犯、n十犯いやそれ以上である国家こそ死滅すべきだと思わないか?

四、この法廷に参加している公務員達はわれわれが選定し、信任をあたえた者達ではない。大学V国家の公務員存在の根拠がいつそう問われているのが今の状況ではないか。(公職選挙法が疎外し、

攻撃に耐え、^結をくぐって生き抜いてきた。その質をこめてこの被告人質問が行なわれていることを脳裏に刻みつけていた

九、……………

一九七九年五月三十日

一九七九・六・二七

被告人質問が広川についておこなわれる予定であったが、被告人の不出頭で延期された。三・一四以降、広川による三回の不出頭(註——一回も保釈取消はない。)が、かの女の共同被告人が説明する理由によるものかどうか不明ではあるけれども、かの女が今年に入ってから(自主ゼミ)からのn回の媒介的な提起にこたえていない(ないし、こたえられない条件を突破していく試みを公開的になしてない)ことを残念ながら認めざるをえない。

被告人よりも、むしろ、この日(および次回の七・九)に八傍聴席Vに存在する提起をうけた人たちの問題が重いといえる。その人たちの一人は一九六九・四・二八沖繩闘争の被告人であったが、一審で私選、国選の弁護人が辞任し、被告側から国選弁護人の再選任請求をしたにもかかわらず、東京地裁の斎川貞造裁判長は、トラブルを絶対おこさなければ、という条件をつけ、被告側から拒否されると弁護人不在のまま七一年九月に実刑判決を出した。七六年二月に東京高裁が控訴を棄却し、七九年七月二四日に最高裁第三小法廷(横井大三裁判長)は上告を棄却した。そして、直接には八名古屋V地裁に出廷する条件がなかったものの、出廷の意志をもち、問題を共に追求していた一人が、一年四月の実刑のため収監されたの

である。

これは一公判を遠くで支え、つきうごかず動きの一つであり、いま服役中のかれ、をふくむ八十一年間のとりわけ裁判闘争を媒介するテーマ群を、より強固に追求していくべき必然性を感じさせる。

一九七九・七・九

この日の公判は(自主ゼミ)位相では(竹中)を被告人とする七・六公判(後出)や石田光代を被告人とする七・四公判と深く関連している。八名古屋V地裁には、七・四公判の被告人が巡礼したが、かの女は(四月)勾留後、(自主ゼミ)の提起にこたえつつ、n年性証言の証人として(母)や(前)配偶者をふくむ人たちの証人申請をし、(本)人や八徳島V地裁から拒否され、七・四には、それ以上要求を続けると保釈を取り消す、とドウカツされていた。かの女は、とりくむべきテーマ群の困難さに対して、よろめき出る(よろめき)入るようにして八名古屋V地裁へ巡礼したせいも、被告人(河合・広川)のいる法廷ではなく、となりの覚醒刑事件の法廷にいる自分を発見した。そのため、その後、河合と広川が相互に尋問し証言する法廷に移動しても警備員は、となりの法廷の事件の関係者(註——本質的にはそうであるといえる)が、まぎれこんできたのかと思つて、あまり警戒の目をむけなかったようである。広川はあらかじめ打ち合せたメモを朗読するように八尋問Vし、河合は、「知っている」とか「ある」と一言で八証言Vするパターンがくりかえされたが、となりの法廷のような緊迫感はなかった。

その後、八傍聴V席の(自主ゼミ)参加者には了解がたい八不徹底さVで弁護士がある了解?にもとづいて広川について辞任し、

広川からの輔佐人として河合を請求するという申立は却下され、手続上、広川は分離、次回公判期日は追って指定となった。(四月)勾留をくぐってきた八傍聴V者の感じた八不徹底さVは、辞任や分離が決して情況の基底にとどきようもない所で戦術的に行われている可能性からきていたであろう。

審理は急速に、何の異議にも出会うことなく河合の論告と求刑(八月)に移り、河合は「教師と学生の意志の疎通の欠除が事件の原因だった」と最終意見陳述して解体ぶりをさらけ出し、裁判長は直後に懲役八月、執行猶予二年の判決を下した。あまりに荒唐した合法審理(八劇)に、八傍聴V席の巡礼者は目まに變われ、八親切なV警備員の案内で、タクシー乗り場まで見送ってもらわなければならぬほどであった。

一九七九・十・二九

その後、分離された広川被告人の公判期日は、ずっと(自主ゼミ)参加者の目から消え去っていたが、八名古屋V市内で仮装労働をしている(自主ゼミ)参加者が八偶然Vみつけた新聞記事によると、十・二九公判で広川は裁判所のきめた国選弁護士による最終弁論に抗議して、弁護士のメモを破り、退廷拘束された。(監置七日)裁判長は、そのまま結審して懲役四月、執行猶予一年の判決を言い渡した、とのことである。

かの女が何かに抗議し、制裁をうけた過程には、被告人(弁護士)への、ある意志表示がこめられていたであろう。しかし、これまで、くりかえし提起された問題に、ついに公然とこたえていない(根本的には、河合のリンチ(押収)の直接の当事者でないふりをして

しまう)存在責任に至りつこうとしない限り、かの女も又、河合の解体を共有してしまうのは確実である。

*〔審問〕請求以後の 〔公判記録〔抄〕

一九七九・六・一

裁判官の一人が交代したことによる手続更新に際して、被告人(竹中)から、前回四・二七にのべた開廷条件の内容を今回も提起すると発言した。また、四・二三に、裁判官が拘置から被告人をよび出して尋問した時の調書の中で、子ども(とき)の名が誤って記載されていることなどを訂正要求したが、裁判長は公判調書ではないということ(ノ)拒否し、異議申立も却下した。

被告人質問が開始され、被告人は、四・二七の(審問)請求表現群と、五・三〇法廷を凍りつかせた(被告人)質問表現を証言台においてから発言し、閉廷後も、そのまま存在させ続けた。

証言の中では、裁判所が、これまで被告人からの、さまざまの本質的な申立を宙吊りにしていることを包括的に明らかにし、もし裁判所が、本場に審理をおこなうつもりがあれば、被告側申請の証人を全てみとめるべきであると主張しつつ、さいごの書証として昭和五十一年(初)第九三二二号(研究室)公判(控訴人||松下 昇・森川佳津子)の七七・五・四調書のうっしを提出した。これは八名古屋V地裁で証人申請を召喚不能でとり消された森川佳津子が、本件の六・一六現場に存在し、被告人を含む女性達とその位置を相互に交換しており、本件は成立しえないことを明らかにしていると共に、召喚不能ではなく、召喚に必要な文書を八押収Vしている(前)国

選弁護人や、それを放置している裁判所の責任を明らかにしたものである。

何とかして本質的な審理から逃れようとした裁判所は、この日も結審を意図していたが、一「公判の意味の深さ、その二次性に圧倒されて被告人質問を次回に続行せざるをえなくなった。」

なお、開廷前に、なにかにおびえ続けている裁判所は、入廷の条件として被告人の荷物内容の検査をさせるように要求し、被告人が拒否すると、その条件で入廷しない限り保釈をとり消す(ノ)という驚くべき発言をしていたことを付け加えておく。

一九七九・七・六

この日にも所持品検査があり、開廷後、被告人(竹中)から、四・一三付の勾留執行停止申立に対する決定を、六・一法廷証言台に存在し続けた(審問)請求表現や(被告人)質問を媒介して出すように要求したが裁判所は拒否。被告人質問の持統の中で真の証言の条件の創出のために、採用をとり消された証人(中野 茂)の姉(畑宮千恵子)からの上申書を提出したが受取りを拒否された。さらに被告人質問を展開し被告人最終意見陳述を次回以降におこなう前提で、弁護人(河原)が最終弁論(中国訪問後の疲れのためもあり、仮装被告団との討論をへて文書を作成することなしに、口頭でなされた。)がおわった時、突然、裁判長は、すでに用意した判決文をよみ上げ始めた。抗議する被告人に警備員が数人おそいかかり、裁判長の命令でいすに押さえつけられ(全身に内血出)、発言や退廷の要求も無視された。被告人からの忌避申立は却下され、経過総体に弁護人は沈黙し続けていたので、被告人は、ある祈りと最(終)に

七・六(一忌避)、七・六(一即時抗告)；七・一三(一異議(一忌避)；七・六をふくむすべての(一)公判調書の記載の正確性に対する異議などの内容総体を実現されない限り第一審の最終一法廷の成立(開廷は不可能であることを強調している。)

表面上の公判過程と同位相の比重でこれに垂直交差する忌避過程の例がここに出現しているのである。

同位相の例が、一九七四年の(一〇三)公判における四・一を頂点とする制裁(一)起訴過程(一)卵(一)裁判)としてある。忌避過程と制裁過程は、それぞれ情況の極限において(一)公判過程と垂直に交差しているが、このような(一)公判過程総体が(一)審問(一)請求を必然化し同時に法的に宙吊らせてしまう(一)審問(一)情況と垂直交差していることを、はっきりとらえておかなければならないだろう。その上で七・六忌避以降の経過を把握してほしい。

七・六(一)付(一)即時抗告)；をふくむ(一)申立(書) 七・六法廷への(八)監禁(一)から釈放された直後に高裁へ提出した文書には、今後、申立理由を更に補充していくので、全(一)表現過程をふまえて審理(一)決定がなされるよう要請されている。その後提出される表現群の重要性は決定を七(一)八月をこえて九月にもちこせることに成功し、公判で圧殺された表現と時間の再占拠ということが出来る。

七・一三(一)付(一)即時抗告)；をふくむ(一)申立(書)理由補充(書) ここで指摘されているのは

七・六の地裁判事第二部の裁判官は、(一)忌避)；をふくむ(一)申立(書)に目を通さず、とりわけ申立の最大の理由として提起

的判断をこめて、「弁護人を解任しますから、弁護人は退廷して下さい(ノ)」と数回叫んだ。(八)法的にみてさえ、この瞬間に審理は宙吊りになるはずである。しかし奈落を落ち続ける裁判所権力と、あきらめてしまった弁護人は(五月、六月の日弁連の「正常な理由のない不出頭、退廷及び辞任等不当な活動をしてはならない」という倫理?規定をふくむ最高裁・法務省との取り引き、に情況的にも規定されていた可能性があるが、根底には(一)瞬間ごとに関われる弁護士存在の深さのとらえ方の度合があるだろう)、この血を吐く叫びに答えず、判決朗読を強行(一)黙認した。まさに(八)監禁(一)を公訴事実とする事件について被告人を(八)監禁(一)しながら。この光景を転倒しつつすることなしには、今後いかなる表現も変革の試みも、私たちの世界に存在しえないことを何度でも強調しておこう。

七・六以降の表現に(八)控訴(一)の概念がストリートに出現しえないのは、(八)判決(一)がありえない以上、当然である。も(一)ちろん裁判所権力は(八)判決(一)をしたと既成事実化してくる以上、(八)控訴(一)期間に意志表示をしておかないと、そのまま確定判決とされてしまうため、(一)七・一三(一)付で仮装被告(一)団)から、(一)控訴(一)；をふくむ(一)申立(書)を提出はしたけれども、その中でも六・一(一)

した(四月)勾留に関わる人身保護請求表現総体の審理を開始し得ないまま、刑訴規第九条第三項にもとづく理由書の提出を圧殺して却下決定を行ない、被告人をふくむ仮装被告(一)団)の提起(一)註(一)この七・六に出廷(一)不可能をしいられている関係性の深さで(一)三・一四(一)制裁(一)四月(一)勾留(一)六・一公判を通じて(一)忌避(一)の構想は存在し続けていた。(一)から逃亡したということである。また、この補充書は、(一)三・一四(一)を媒介する制裁調書(一)抗告表現群を本件(一)申立書の構成要素としても提出するので、総体的審理が不可欠であるとのべている。

七・一三(一)付(一)異議(一)一(一)忌避(一)；をふくむ(一)申立(書)は地裁あてに提出されると共に、高裁あての前記の補充(書)にも併合されているが、ここでは七・六法廷は、開廷の前提条件を実現せず、被告人に最終意見陳述の機会を与えず、(一)忌避(一)；をふくむ(一)申立(書)を審理せず、弁護人による被告人質問(一)最終弁論の審理以前に作成された判決文を、被告人を暴力的におさえつけ、弁護人解任状態にもかかわらず読み上げた訴訟指揮(一)は全て無効であり、(一)七・六(一)に連続する位相で(一)異議(一)忌避(一)；を提起するから、これに対する最終(一)決定的な決定がない限り、また新たな弁護人選任(一)被告人最終意見陳述がなされない限り、(一)七・六(一)法廷は成立不可能(一)従って公判調書(一)判決文の作成も不可能)であることが示されている。(註(一)地裁はこれに対して、(一)四月(一)勾留の執行停止申立に対するのと同じく、決定を出さないままである。)

七・一七(一)付(一)即時抗告)；をふくむ(一)申立(書)補充(書)では、前記の地裁あて提起が、七・六公判調書の記載の正確

性についての異議申立として開始されており、その内容を把握し
た後でない限り決定を出し得ないことが強調されている。

七・二三付 公判調書の記載の正確性に対する異議申立 を
ふくむ(一) 申立(書)は前記表現との関連で、(地裁)での閲覧作
業の後(註——弁護人(不)在のため謄写は不許可)地裁に提出
されている。ここでは公判の生死にかかわる被告人側の発言、提
出文書が殆んど削除され、(八押収)の(八破棄)され高裁への移送
もされていないことが正確に記載されている。逆に、七・二三
付の(地裁)あて(異議)の(忌避)をふくむ(一)申立(書)
に対して決定を出す責任を回避して高裁へ回送している事実を地
裁での閲覧作業の過程で見出したことも指摘している。

七・二三付 (即時抗告)をふくむ(一)申立(書)理由補
充(書) 前記の地裁の対応は、それ自体によっても忌避理由が
成立すること、高裁が一審の裁判所が(八押収)の(八破棄)してい
る表現群の全てを提出させるように要請している。(註——この不
可欠の要請は現在まで実現されていない。)

七・六八・一三付で提出された(即時抗告)をふくむ(一)
申立(書)の審理に関する(一)申立(書)の受理された日付は
八・二〇であるが、ここでは、これまでの申立(書)群を総体的
に把握しつつ、審理を開始する条件を提起している。

「即ち、この即時抗告過程で最も深く審理されるべきことは、次
の項目である。

米七・六法廷の被告人による(一)宣言の瞬間、被告人をふくむ
参加者総体の現情況に至る存在様式が、どのように変位し飛翔

着しつつある(制限住居)にすぐもどる条件のない段階で、まず、
(一)高裁(最高裁)あてに(異議)特別抗告の意志表示が(九・七
付)でなされた。この文書には、申立の理由は、いま、このような
形で意志表示を行なう根拠の開示と共に提起する。ということが
記されているが、前記の根拠は、(制限住居)にたえず生活してい
ない諸条件(生活環境、同居人の(一)過程への誤解、(前)共
同被告人(家族)間の領域の当事者たちの(無)媒介的な来訪の
可能性と格闘しつつあることに対応する)と深くかかわっているこ
とを(一時の楔)発行主体からのべておきたい。また、七・六以降、
これまでの弁護人(河原)が(一)公判総体から(八離脱)しようと
する(後述の(八神戸)の(地裁)の記録、とくに一九七九・七・一八の項
目を参照)のに対して(仮装被告(団)総体)が、かれと必死で(自主
ゼミ)を展開して、七・六を媒介する(一)忌避(過程)に、かれの共闘
をよびかけ続けた過程が重要である。かれは、やつと九・二一付で
忌避申立過程に関する即時抗告(特別抗告)の弁護人となることを了
承し、(一)自主ゼミ(参加者が全力を上げて対象化を試みた、忌避に
関する判例批判の水準で、九・二七付の特別抗告申立理由書を作成
し提出した。関連表現の要旨を次に掲載する。

昭和五四年(一)第一五号

決定

(住居)略)

申立人 竹中 千恵子

(…)

主文

しはじめたか。

米それは一九七一・六・一六現場における被告人の最後の瞬間の
テーマ(存在責任と、どのように関連しているか。

米一九七六・六月表現以降の全(一)表現の(一)瞬間ごとの根拠と、
どのように(一)連続しているか。

米昨年十二・一八(本年二・七の(八押収)リンチ)で、本年三・一
四の(タマゴ)の(一)の種子をふくむ光景を、どのように対的(一)
(一)的に横断しているか。

米さらに(一)期(裁判の再審請求の(一)可能性をも追求しつつ開
始されている、うみのむこうの行(ウ)の(一)号(反宇宙)法廷とも、
どのように交差しているか。

米これら総体を運動させていく(根源的エネルギー)は、どこか
ら出現し、どこへ向かいつつあるか。」

また、七・二三付提起にもべた行方(不)明の文書群につ
いて確認するために地裁へ閲覧作業に行った時、たえず横で(八警
備)する書記官に閲覧箇所を制限されたこと、自らの公判調書や
他の被告人(金 貞伊)の確定記録の謄写請求が、弁護人がつい
ていないことを理由に拒否されたのは、七・六の被告人による弁
護人解任を裁判所が認めている(公的)には認めないフリをしてい
るのに(一)ためであると、(八)記録(一)を媒介する(一)地裁の責任が
明白に開示されている。

九・七に被告人が地裁へ(一)回目の閲覧作業に出かけると、書記
官(一)、高裁から決定がでていることを知らされた。決定原本が到

本件抗告を棄却する。

理由

(…)(即時抗告申立の要旨は)原裁判所の訴訟指揮権及び法廷
警察権の各行使及び構成各裁判官の審理態度には不公平な裁判をす
るおそれがあるという趣旨に解される。

よって記録を調査し、検討するに(…)(一)ことがそれぞれ認められ
る。(註——地裁が(八)押収(一)破棄(一)した記録には何一つ言及せず、審
理の開始条件も無視している。)

(…)(一)そもそも裁判官忌避の制度は「裁判官がその担当する事件
の当事者と特別な関係があるとか、訴訟手続外においてすでに事件
につき一定の判断を形成しているとかの当該事件の手続外の要因に
より、当該裁判官によっては、その事件について公平で客観性のあ
る審判を期待することができない場合に、当該裁判官をその事件の
審判から排除し裁判の公正及び信頼を確保することを目的とするも
のであって、その手続内における審理の方法、態度などは特別の事
由のない限りそれだけでは直ちに忌避の理由となし得ないもの」(一)
最高裁判所昭和四八年一〇月八日第一小法廷決定参照)と解される
ところ、本件忌避申立の理由(は)(…)(一)それ自体原則として忌避
申立の理由となし得ないのみでなく、(…)(一)審理の経過を仔細に検討
しても(…)(一)不法不当の廉は毫も見出すことはできず、(…)(一)これ
を簡易却下した原審の処置はまことに適切であって、(…)(一)本件抗
告は理由がないので刑訴法四二六条一項によりこれを棄却し、主文
のとおり決定する。

昭和五四年九月四日

名古屋高等裁判所刑事第一部

裁判長裁判官 杉田 寛
裁判官 鈴木 雄八郎
裁判官 橋本 亭 典

九・二三ノ付で、九・七ノ付の(異議ノ特別抗告)をふくむ一申立(書)の理由(一)が(竹中千恵子)の子供の指印による割印の洗礼をうけて提出されているが、その位相は、高裁決定をふくむ裁判所権力が決してとどかない存在領域の渦にある。この理由(一)の冒頭には、「棄却決定の日付でもある九・四以降、被告人の子供たち、および被告人は、まさに(四月)勾留時に(審問)請求を必要としたのと同じ(症状)の悪化に直面しており、断続的に激しく訪れる症状がやや遠のく、極めて制約された一瞬に申立理由書を作成しなければならぬので、もし本件申立が刑訴法四三三三条第二項、刑訴規第二七四条等によって却下されようとする事態に対しては、刑訴法三六二条を仮装的に応用しつつ、上訴権回復の請求を行なう。」という表現がある。その上で、これまで提起してきた全ての(一)申立(書)これらから提出する弁護人の特別抗告を審理することを強調している。そして原決定が依拠する判例を調査し、原決定の引用している部分に続く「これらに対しては異議・上訴などの不服申立方法によって救済を求めべきであるといわなければならない。(a)とする。被告人註)したがって、訴訟手続内における審理の方法、態度に対する不服を理由とする忌避申立は、しよせん受け容れられる可能性は全くないものであって、それによってもたらされる結果は、訴訟の遅延と裁判の権威の失墜以外にはありえず、これらのことは法曹一般に周知のことである。(b)とする。被

告人註)」の部分へ引用して根本的に批判している。その部分に続く表現を(引用)してみよう。「(a)の方法は人定、証拠調べ等、裁判制度の中核をなす諸手続に關して実質的には全く無力である。実際にはすべて裁判所の予断にもとづく却下が行なわれているにすぎない。(抗告、異議、上訴制度の形骸化)訴訟手続内における審理の方法、態度等、訴訟進行上最も重要な裁判所の在り方に対する異議ノ忌避を実質的には受け入れることのできない前記の最高裁の方針は、(b)を法廷等の秩序維持に關する法律の各条文(特に第一条の目的、第二条の制裁——引用略)と対応させてみると、いっそうその意図が明らかになる。(c)最高裁判所は、とりわけ大学闘争発生以来、世界的に提起されている(一)忌避ノ異議ノ分離(語源の共通性にも注目しつつ)申立とその却下ノ許可過程總体を前記、法廷法による制裁裁判ノ監置処分過程で提起されている問題群との同位相性において把握ノ対象化する必要がある。そしてこの作業を行なうことなくしては、本件に触れることは全く不可能である。事件名をあえていまは個々にあげはしないが、(八)判例をふくむ記録にとどめられることさえなく闇に放置されているこれらの事件總体に対する再審請求としても、この申立理由書の提起がなされている、ということの本件に關するすべての参加者は絶えず想起する必要がある。」

西辰

もっている。

特別抗告申立理由書

申立人 竹中 千恵子

右の者に対する(一)即時抗告棄却決定に対して申立人のなした特別抗告について、弁護人は申立の理由を次のとおり陳述する。

(一)

原決定は憲法三七条三項に違反している。

憲法三七条三項は「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる」と規定し、これをうけて刑事訴訟法二八九条一項は「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない」と規定している。

この二つの規定の關係について最高裁判所大法廷は「如何なる被告事件をいゆる必要の弁護事件となすべきかは、専ら刑法によつて決すべきものであって、憲法三一条、三七条三項によつて定まるものではないから、公判期日に被告人並びに弁護人不出頭のまま審理をとげたとしても違憲ではない」と判示しているが(昭和二五年二月一日大法廷判決)、刑訴法二八九条一項は憲法三七条三項の趣旨を具体的に表現したものであって、本来、刑事事件はすべて必要の弁護事件とすべきであり、これこそ憲法三七条三項の意とするところである。

したがって、右大法廷判決は憲法三七条三項の解を誤まっていますといわざるをえない。

そして、申立人に対する前記被告事件も、必要の弁護事件であ

た。ところが、原決定も認めているように、原審裁判長は、判決理由告知中、申立人が弁護人を解任したため、右刑訴法二八九条一項によつて、もはや開廷できなくなったにも拘わらず閉廷することなく判決理由の告知を続けた。

この原審裁判長の措置は明らかに刑訴法二八九条一項に違反し、ひいては憲法三七条三項に違反するものである。

最高裁判所昭和三〇年一月一日第三小法廷判決も「判決宣告の公判期日は、すでに攻撃防禦の方法が尽され、弁論が終結した後の期日であるから、弁護人にその期日を知り出して出頭の機会を供するかぎり、必ずしもその立会を要するものと解しなくとも被告人の権利保護に欠けるところはない」とはいつているけれども、必要の弁護事件において弁護人が全くいない状態で判決の宣告をしてもいいとはいっていない。「弁護人にその期日を知り出して出頭の機会を供するかぎり」において、弁護人の立会なくして判決を宣告してもいいといっているのである。

原審裁判長の措置が違法、違憲であることは明らかである。そうだとすれば、原決定が刑訴法および憲法の解釈、適用を誤まっていることも明らかである。

「原審裁判所及び原審裁判長の決定及び命令を含む審理態度、方法について不法不当の瑕疵も見出すことはできず」とは、一体何を

見ているのだろうか。

既にのべたように原審裁判長の措置が、刑訴法二八九条一項ならびに憲法三七条三項に違反していることは明白である。

また、原決定は、「本件忌避申立の理由はそれ自体忌避申立の理由となし難い」といい、最高裁判所昭和四八年一〇月八日第一小法

廷決定をひきあいに出しているが、右決定は「その手続内における審理の方法、態度などは特別の理由のない限り、それだけでは直ちに忌避の理由となし得ない」といつているだけであって、原審裁判長のような刑訴法二八九条一項、憲法三七条三項に明らかに違反する審理の方法、態度が忌避の理由となり得ることは、これまた明白であろう。

結局、原決定が憲法三七条三項に違反していることは明らかであり、速やかに破棄されるべきである。

以上

この提起は、七・六以来の、(自主ゼミ)参加者のねばり強い討論を通じて、やっと可能になったが、そのねばり強さの根源にあるヴィジョンは、

権力による(七・六)の既成事実化を、どこかで転倒し続けられない限り、もはや生き続けられない、という直観であり、七・六に「竹中」が人廷しない、あるいは退廷することによって保釈取消になった位相(子供の症状は、まさにこのことを逆証している)から弁護人が忌避申立過程に共闘してほしい、という提起であった。法的にみても、かつて七六・十一・五(名古屋)地裁(被告人・竹中)における忌避申立却下に対して十一・六に弁護士(河原)がおこなった即時抗告申立に対する十二・二付の(名古屋)高裁による棄却決定は、今回の七九・九・四付の棄却決定と同じ最高裁判例を引用しているのである。また前回の七六年の棄却決定に対して弁護士が特別抗告をしていない(いいかえると、特別抗告を共闘していく条件を私たち総体が削出していなかった)以上、今回の七九年の棄

却決定に対して特別抗告していくことは、公判過程のn年性を包括的に飛翔させる意味をもっていた。そればかりでなく、戦後史過程の法秩序に対して、(無)数に試みられてきた(忌避)を、同(一)の判例でくりかえし棄却してきた最高裁が、今回は全面対決を迫られることになったのである。(一)公判にかかわる全てのものが注目する中で(同時に、あらゆる領域での(審問)請求以降の悪戦苦闘が展開する中で)、最高裁は次の(八二)の決定を出した。

昭和五四年(一)第一〇三号

決定

申立人 竹中 千恵子

右の者から(…)特別抗告の申立(標題は異議・特別抗告を含む申立)とあるが、このような決定に対し、異議を申し立てることはできないから、特別抗告のみを申し立てたものと認める。(一)があったが、抗告申立書に抗告の趣旨の記載がなく、また抗告提起期間内にこれを補う理由書も提出されていないので、本件申立は不合法である。

よって、刑訴法四三・四四・四六条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主文

本件抗告を棄却する。

昭和五四年(一)第二三二号

決定

申立人 竹中 千恵子
右の者から(…)上訴権回復の請求及び特別抗告の申立(標題は異議・特別抗告とあるが、このような決定に対し異議の申立をすることが許されないから、特別抗告のみを申し立てたものと認める。)があったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上訴権回復の請求及び抗告の申立をいずれも棄却する。

理由

申立人は、標記の即時抗告棄却決定に対して、法定の期間内に最高裁判所に抗告をし、右事件(昭和五四年(一)第一〇三号)が現に係属していることは、当裁判所に顕著な事実であるから、本件各申立は、ひっきょう再度の特別抗告を申し立てるための上訴権回復請求並びにこれを前提とする再度の特別抗告の申し立てにはかならず、いずれも不合法である。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(八二)の決定日付と、裁判官名は同(八一)で

昭和五四年一〇月二六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官

中村 治朗

裁判官

団藤 重光

裁判官

藤崎 万里

裁判官

本山 亨

抗告の意志表示のみを認め、補充された抗告内容を申立の重層と

形式的にみなし、逃亡するという、裁判制度が(そして、その反人権)反存在の本質が)続く限り記憶されねばならない、ヘレンチな決定である。同時に、かれら裁判官(なぜ(八四)各なのか?)が、判例批判のむこうにあるテーマ群のものすごさを、いかに怖れたかを示す決定でもある。最高裁が、今回の判例批判を認めてしまうことは論理的に不可避であっても権力機構の戦後史過程からは決して対決してはならない対象であったのか、という思いが私たちの胸をよぎる。かれらは、かれらなりに、もし判例を崩せば、これまでの、これからの裁判過程は(日本)のどこで展開されても(一)公判として展開される可能性をもってしなうことを予知したのである。

今のところ(八)法的にも現実的にも、直ちに、これらの権力機構(一)そのむこうの存在的抑圧者たちを打倒することは極めて困難に思えるけれども、宇宙(史)的な眼からみれば、私たちが、ここまですたどりついた過程それ自体によって、n次の存在(革命)ともいえるべきものヴィジョンが、かすかにみえはじめた、その度合だけ、(八)敵(一)たちは解体しはじめた、と断言しうるのである。

ごく基本的なことを一例としてのべても、もし(あなた)が、これまでの(一)忌避(一)過程と同等相の闘争を削出しうるなら、もう一度、いや、何度でも提起を深化させつつ、くりかえすことができるのである。

そして、もちろん、私たちも、現在、不可避的にかかわっている各地裁の各公判、これから開始される(名古屋)高裁の控訴審をふくむ(一)公判(一)過程で、これまでの問題点をとらえかえしつつ、全存在をかけて応用していくであろう。

なお、前述の最高裁の△二▽の決定に対して、「異議（即時抗告）…をふくむ」一申立が、重層的に提起され、その理由書の不可欠の構成要素として

時の楔 △▽語…に関する資料集

時の楔通信 第△〇▽号

が提出されていることを付記し、

時の楔通信 第△一▽号（「あなたがいま、ふれている表現」の出現過程そのもの

を追加提出しつつあることを報告しておく。

II. △神戸▽地裁の△△公判 を媒介するテーマ群

次に掲載していく表現は、これまでのものと「」の速度や色彩が異なっているように感じられるかもしれない。それが何に起因し、何を包囲し、何を「」していくか、よみとり、逆提起していただきたい。

神戸地裁における期日設定は、証人のちがいを一つの条件としつつ、松下と上原について、次のような位相差の過程を示している。（それまでの期日のリストは、通信二四号二八～二九ページを参照）

（松下）

S・五二・六・二二

七・二〇

九・二一

一〇・一四

一一・一六

一二・九

一二・二三

S・五三・二・二

（上原）

六・二二

七・二〇

S・五三・二・一六

三・九（ここまでの経過は△〇▽号参照）

四・二四

五・二五

六・五

六・二六

（八・二八↓取消）

八・二八

一〇・二三

一一・二一

一二・二五

S・五四・二・二八

S・五四・三・九

五・九

七・一八（「不」出頭）七・一八

一〇・三

リストから判るように、二人の共同被告人が被告席で出会うことは、S・五二・七・二〇以来、全くなくなっている。この日の公判調書（抄）までが、五月三日の会通信二四号に掲載されており、そのページには、ひき続いて「不」出頭過程を媒介する「非」存在論（序）があり、次のS・五二・九・二一公判記録（抄）以降は、飛翔した表現媒体、時の楔通信第△〇▽号に掲載されているのは、当時その意味を充分とらえ切っていなかっただけに今ふりかえると驚異である。

ここにこめられた意味は、たんに△二▽人の共同被告人の公判の位相差というだけにとどまらず、大学闘争と裁判闘争の△十▽年間にひき出している根源的な困難さ、重要性にかかわっているのである。

う。その全てを現在も展開されつつあるA V (一) 闘争過程総
体との関連で追求して行くためにも、前記のリストの公判記録(抄)
を、時の楔通信第80 V号掲載分に連続させつつおこなっていき
たい。

*一九七八年四月二四日

〔公判記録〔抄〕〕

この日の公判は調書の数え方では第七四回、実質的には第五〇回
であり、昭和四五年一月八日の「く」の字形十二個」といわれる
表現についての証言が予定されていたが、証人の住居が変更してい
ることや、検察官の交代による手ちがいが重層して、召喚状(未)
着のため、証言は次回に延期された。しかし、被告人は、証言の開
始如何にかかわらず、A V (一) 公判のn年性の連続性から
法廷にも出頭したので、そのときに準備していたA資料Vや問題点
の一部をここに記しておく。註というよりも、これ自体がA V
 (一) 一註というべきものである。

この事件は、罪条としては器物損壊であるが、いくつもの偶然と
必然によって、検察側立証が、事件後、八年以上たって、やっと開
始された。しかも、松下に関する七つの公訴事実のうち、時間順に
は三番目であるが、立証順としては最後に開始されたのである。こ

れまでの経過を関連する事項の水準で確認しておく、

一九七〇年

一月三日 なにかのあいきつ。

祝福としてのA0V点

二月二日 (A情况への発言V一周年)

松下未宇 生誕。

三月下旬

松下問題調査委員会結成。未宇は呼吸困難のため入院、

四月八日

教養部教授会、被処分者の意見をきかずに処分調査委
の報告を強行。

四月下旬

教職員多数が警察、検察の要請に応じて供述(一月
八日のA事件Vについても)

五月四日

松下に逮捕令状(二月八日をふくむ全闘争過程につい
て)直後にA潜伏V

五月一四日

家宅捜索(押収品A0Vしかし、未宇の生育に悪影
響)

五月一八日

森川佳津子と共に学内で逮捕。

五月二三日

起訴(前年九月一日、十二月三日、この年の四月八
日について。一月八日については起訴の材料が乏し
いためか留保)

七月六日

処分が評議会の議題となる。同じ日に湯浅教養部長
事務取扱名で一月八日のA事件Vを告訴。

七月六日

(湯浅は一九七六年一〇月二一日の公判で、弁護人
被告人からの質問に対し告訴していないと偽証し、

被告人から告訴状のうつしをみせられて、しぶしぶ認
めた。)さらに、確認はされていないが教養部事務長
の四十五年十一月五日の供述調書からは、戸田学長事
務取扱名による告訴もおこなわれた可能性が推定しう
る。これらの告訴の動きは、評議会に対する処分紛争
闘争を警察権力の手で抑圧し処分をn重に加えようと
する試みに他ならない。

十月十六日

松下処分を評議会議長(戸田)が公示。

十月下旬

松下と森川に警察からの出頭要求がくりかえされる。
n回拒否。

十一月二日

逮捕状を出すという最終期限に出頭した森川に出会う
ために松下は灘署へ行き森川とのみ対話して帰る。

十一月七日

松下のみ起訴。この起訴状で、はじめて「く」の字
形十二個」という表現が権力から出されてくるが、恐
らくは、列車転覆、埋葬死体の曲がり方などの職業
的記述法からのワープ的発想であろう。

起訴状の意味は、大学闘争に対する国家権力の総括が、闘争主体の
表現の根拠に触発されて、逆方向からA Vの出現を必然化し、永続
的に運動させてしまおうことを象徴している。このことに、最初から気
付き、持続的に追求してきた表現のうち、現在まで、その波長をとど
かせているものA-V部を次に列記しておく。

メタ第一三号(一九七〇・十二・十五赤木真澄発行)ここには、起訴
状の他に大学側が証拠として提出し、広報二二号に掲載した写真が転
載されている。

白夜通信第四号(一九七一・六・一九村尾建吉発行)以降の各号
起訴状批判の視点を示している。

五月三日の会通信第七号(一九七一・七・六)には松下の提起に
よる仮装被告団からの求釈明プランが掲載されているが、とりわけ、
菅谷規雄が、「A黒板」表現Vを出廷せしめよ」と叫んでいるの
が注目される。

パンフ(仮題)日付け得ないV七一年十一月二十八日Aをめぐっ
て(一九七二・三)に掲載されている論文の中で、滝沢克己は、旧
約にあるダニエルのお話を想起している。但し、評価の方向性のA誤
解Vについては、墨岡孝(後出)の指摘が当たっているであろう。

詩集「水中火災」(一九七三・七・一)および、エッセイ集「熱
と理由」(一九七七・十・一五)に佐々木幹郎が収録している「水の
楽器」わが法廷からは著者によって削除されている部分。これは
初出の「辺境」(一九七一・一)で再読すれば、そのすぐれた指摘
が持続的な有効性をもっていることが、だれにも判るはずである。

詩の世界第六号(一九七六・十一)と第七号(一九七七・三)に
掲載されている墨岡孝の「未完の組織・不可視の組織——松下昇論
——」残念ながら未完。

これ以外にも、「く」の字形十二個」に言及した表現は多いが、
私たちは現時点で次の意味を深く考えなければならぬ。まず、松
下昇に関する七つの公訴事実のうち、これほど広範囲の反応をひき
おこしたものはなく、この問題の論じ方によって、論じる主体の表
現の根拠が明らかになるということである。これとの関係で重要な
のは、松下昇は「く」の字形十二個」の表現主体については、告

訴後の取調べでも黙否し、刑事事件の認否においてもその前提を否定してきている、ということである。すでに、△六甲▽△包囲▽の中で語りつくしているといえるにしても。

△落書▽一般について、その根拠について松下は何度も発言はしている。神戸大学のB一〇九〇松下研究室における自主講座（アサヒ・ジャーナル一九七〇・三・二二号に掲載）の発言は大学当局によって処分理由の証拠とされ、研究室公判においても検察官が言及した（一九七七・二・一八・大阪高裁の控訴審）が表現主体の立証は宙吊られたままである。南山大学における北川透との連続講演会南山大学新聞一九七〇・十二・十に掲載）や九州大学における自主講座（「ラディックス」第四号に掲載）でも、闘争主体総体の表現の一例としてふれているにすぎない。

今後「く」の字形十二個が刑事公判で審理されていく場合、以上のような経過をふまえて、たとえば前記のものを含む表現の全てが審理されると想像すればどうなるであろうか。黒板の表現の主体が松下昇であることを前提とする発想は、有罪の判断に加担してしまうであろう。いうまでもなく、松下昇をふくむ仮装被告団は、有罪を佈れるのではなく、表現と存在の違法性のむこうへ突き抜けようとしており、たんに法的な有罪として切り捨てようとする法国家と深いところで対決していくことをめざしている。問題は、「く」の字形十二個について、発言者が、このような対決をふくめて、自らの「く」の字形n個をどのように表現したか、どのように生命を与え飛翔させるか、が問われているということである。なお、この問題と表現媒体と表現過程との交差については、パンフ（時の楔）一四ページを参照してほしい。

*一九七八年六月五日

△公判記録〔抄〕

被告人（松下）が、正午すぎに、神戸地裁横の湊川神社のトイレに入ると、作業員がトイレの△落書▽を消す作業をしているところであった。△密室▽での孤独な表現者と、それを消す困難な労働にたずさわる人の双方に対する責任を心のどこかで感じながら、地裁正門の方へ歩いてくると、午前中におこなわれた甲山事件（一九七四年三月、二名の障害児が甲山学園で死亡したことから生じた事件）の公判参加者の集会が、まだ続いているところを目撃した。その傍を歩みすぎる被告人（松下）の内的なつぶやきの一つは、「自分は存在と表現の違法性のむこうでしか、この事件とかかわれない。…もしも、いつか、数多くの共闘者、支援者がゼロになるような段階が現われたら、その時こそ…」というものであった。午後一時すぎ開廷。

検察側証人 明石吉亮（神戸大学教養部工務員）
主尋問（昭和四五年一月八日の事件について）

〔…〕
検察官（浜口）——被告人の姿を最初に目撃したあなたの位置は。証人——A棟にある控室からB棟へわたる途中です。
〔…〕
検——その時被告人はどうしていたのか。
証——女性（註——あとで森川佳津子という）と二人でカンカンを持って一〇八号教室へ入るところでした。

〔…〕
検——（その数分後に）M棟の二階からB棟一〇八号教室をのぞいたのですか。

証——はい、気になったので、男子トイレの窓から見たのです。

〔…〕

検——松下はく字を何を使って書いていたのですか。

証——わかりません。

〔…〕

検——森川はどうしていたのですか。

証——うしろに立っていたと思います。

〔…〕

検——松下らのやっていることを見て、あなたはどうしたのですか。

証——私の上司（…）に報告するためにその場をはなれ、報告した後、そのまま帰ったのです。

〔…〕

弁護人（河原）——一月八日は何曜日だったのですか。

証——わかりません。

〔…〕

弁——当時、検察官から事情聴取をうけたそうですが、現在は当時何をしゃべったのか忘れてしまったのですか。

証——はい。

弁——翌朝（以後）一〇八号教室をのぞきに行ったという（検察官の喚起した）記憶は現在全くないのですか。

証——はい。

被告人（松下）——昭和四四年、神戸大教養部が何ヶ月かにわたっ

てバリケード封鎖状態にあった（…）当時あなたの職務と配置は。

証——用務員で学校外（にあった臨時の事務所）の清掃でした。

〔…〕

被——（…）森川佳津子が（早朝のビルの掃除のアルバイトや）バリケード内の掃除を（恒常的に）していたことを知っていますか。

証——いいえ。

〔…〕

被——（本件の現場で）手に何か提げていたのは（…）誰ですか。

証——連れの女性です。

被——バケツではなかったのですか。

証——いいえ、カンカンでした。

被——（…）ほうきを持っていましたか。

証——記憶がありません。

被——（一九六九年八月八日の封鎖解除以降）ピラとか落書は、あなたから見ると掃除の対象だけのものですか。

証——（…）そういうことになります。

被——職員の中にはピラ、ステッカーがはってあっても、すぐは

さずに、一応皆と相談して、その意味を考えている人がいたことを知っていましたか。

証——いいえ。

〔…〕

被——（全共闘と連帯している）職員共闘という組織があったことは。

証——わかりません。

〔…〕

証——はい。

被一（本件の）黒板にかいてあるものを消す作業に参加したので
すか。

証一いいえ、業者が来て、新しいものと変えました。（時期は不
明）

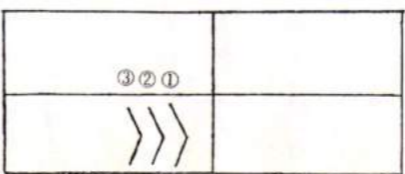
〔…〕

被一〔…〕（現場を目撃したとして）上司に通報する義務がある
のですか。

証一いいえ、自発的にそうしたのです。（…）本件だけです。
被一なぜ本件だけ通報したのですか。

証一わかりません。（証一 検察官への供述調書の日付は昭和
四五年四月二七日で、事件の四カ月後である三八ページのリスト
をみれば判るように、松下の処分段階で四月八日に松下、森川ら
四一名を逮捕し、公訴事実を加重するために検察一 大学当局は
△供述△をつくり出す必要があった。）

〔被告人の要求で証人は「く」の字が書かれた状態を次のよ
うに要約しうる図面に作成した。次回の証人の作成
する図面と比較してほしい。なお、五月三日の会通
信第二二号の二二ページには、別の事件でB一〇九
を実況検分した警察官が、黒板の落書きなるものを詳
細に横写したときの感覚についての一九七六・五・
二七公判での被告人の問いと、表現自体ではなく、
表現についてのこのような図面作成こそが△犯罪△
ではないか、という指摘のべてである。〕
被一黒板にかいた順序を番号で示して下さい。
〔…〕が「く」の字なのですか。



さて、岩田博（神戸大学教養部作業員）に対する主尋問は次のよ
うに開始された。

検察官（浜口）一〔…〕松下が落書きしていたのは（前回証人の）

明石氏と一しょに、ですか。

証一はい。

〔…〕

検一くは三つまでかくのをみたのですか。

証一はい。

検一そこから一〇八号教室の黒板は全部見えるのですか。

証一はい、教室のまん中から前はよく見えます。

検一〔…〕（森川佳津子は）一〇八号教室の中でしたのですか。

証一私は確認していません。（証一後にふれることと関連して
考えると、何一つ現場を△見て△いないことの象徴的告白である。）

〔…〕

弁護士（河原）一〔…〕（写真⑥を示して）一〇八号教室のカー
テンをひいていない状態はこんなものですか。

証一はい。（証一カーテンをひいていない状態で、開かれた窓
のすぐ外に立った場合でも、壁やカーテンの残りの部分のため、
中はあまりよくみえない。まして証人が目撃した別の建物の二階
の窓から、ななめに見下した場合には、殆んどみえないことが、
写真群によって立証されはじめた。）

〔…〕

裁判官（米田）一（写真⑤を示して）この写真を見ると黒板は写
っていないが〔…〕

証一はい。（同じ質問をした弁護士に対して）身をのり出せば一

証一……
〔…〕

*一九七八年六月二六日

〔…〕公判記録〔抄〕

前回の公判における明石証人の目撃位置の証言に疑問を抱いた被
告人をふくむ一自主ゼミ一実行委員会は、公判の翌日六月六日に神
戸大学教養部のB一〇八号教室（現在はB一〇九教室と番号が巡礼
している）を中心に写真を撮影し、そのうち八枚を証拠として提出
した。撮影主体は松下ではなく、松下昇気付一自主ゼミ一実行委員
会であり、これは松下に対する一九七一年五月十五日以降の構内立
入禁止通告への配慮からである。

なお、この日、占拠中の松下研究室の壁に次のように活字化しう
る表現が確認されている。（原表現は横書き）

「この空間は、一九六九年以来のバリケード性を持続しており、
刑事・民事・人事…をふくむn事闘争の拠点でもある。この意味を
無視し抑圧するものは、あらゆる方法で粉砕する！」
一九七八年六月（α、β、γ…μ）

最高裁が（研究室）公判の上告棄却判決（松下排除の追認）を出
したのは、この年の四月一三日である（通信第八〇〇号二六、三一
と三二ページ参照）が、大学当局は一九七九年秋になっても、研究
室の占拠を解除できないでいる。超法規的措置？！

目りようぜんです。

弁一（写真⑥と⑦を示して）この位置から（かりに身をのり出し
ても柱の部分が広がって）黒板はあまりみえませんか。

証一はい。

〔…〕

被告人（松下）一（写真④を示して）証人が一〇八号教室をのぞ
き見た姿勢はこんな感じですか。

証一はい。（証一窓わくの高さから、身をのり出すことは不可
能。）

〔…〕

被一（写真①を示して）証人が掃除に行く前に（B一〇八の外で）
私をみかけた〔…〕時の服装を知っていますか。

証一どんな色か忘れましたが背広でした。

〔証一松下は、この時期には、このような服装をしていない。〕

〔…〕

被一〔…〕トイレの窓から（松下を部屋の中で）みたということ
の関連ですが、最初（部屋の外で）みた連想ではなかったのです
か。

証一そんなことはありません。

〔…〕

被一（写真群を示して）この写真は教室のすぐ外から写したもの
ですが、内部の人影（n人存在する）がはっきり見えますか。

証一見えませんね。

被一本件当日、電灯はついていましたのですか。

証一ついていなかったと思います。（証一事件当時は、冬の午

後四時で、窓はしめてあり、電灯はついていなかった。証人は、六月の真昼に開かれた窓のすぐ外から撮影された写真でさえ、中の人影をはっきり確認できないのである！)

(…)
被 黒板がみえたとして、書かれていたのは「く」の字だけですか。(註 1 大学側提出の証拠写真には「無」の文字がある。)
証 1 「く」の字しか記憶がありません。(黒板全体をみたという証言との矛盾を追及されて沈黙した。)

(…)
被 1 本年六月五日以降、(前回証人の) 明石氏と話をしたことがありますか。

証 1 ありません。

(…)
裁判長(荒石) 1 「…」明石氏と(かれの証言後) 本件のことで話したことがあるのですか。

証 1 証人として出頭し帰ってから会い、話をしたことがあります。

(!)

(…)
(被告人の要求で証人は「く」の字が書かれた状態を、次のように要約しうる図面に作成した。前回の証人が作成した図面と比較する人は、アッと息をのむにちがいない。これは、もはや、権力によるデッチ上げとか、パロディーとしての裁判という発想を、はるかに越える深い表現過程論への巡礼の開始を暗示していないだろうか。)

検察官が冒頭で確認したところでは、この証人は、前回証人と同じ

	①②③
	《《《

時刻、同じ場所から、同じ表現、行為を目撃したというのに！証人たちは、表現のA、V性に魅入られて「く」の字による世界の逆包囲、最も遠い宇宙をへへV周する出会いへの「無」意識の共闘をはじめたといえる。)

*一九七八年八月二十八日

公判記録〔抄〕

公判期日変更決定

松下昇

右の者に対する威力業務妨害等被告事件について弁護士から公判期日の変更の請求があったので当裁判所は検察官の意見を聴いたうえ、次のとおり決定する。

昭和五三年八月二十八日午後一時の公判期日を取り消し、次回

期日は追って指定する。

昭和五三年八月一日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判長裁判官 荒石利雄

裁判官 米田俊昭

裁判官 若宮利信

(註 1 松下の身体的状況は夏になると悪化する度合を増すが、その治療、回復のみとおしの「不」可能性が切迫していたので、公判期日は延期された。被告人の出頭「不」可能性は、裁判官の一人が交代したことによる手続更新に対する表現ともいえる。この日には共同被告人(上原)は、そのまま出廷し、弁護士共同被告人の「非」存在する法廷で、かれのA自由なV発言の可能性をもったのであるが、その経過については後述の、証人のちがいを媒介する分離公判の記録〔抄〕をよんでほしい。)

*一九七八年十月二三日

公判記録〔抄〕

前回の六月二六日から、この日までには、上原のみ公判もあるが、その経過、位相は、のちに包括的に記述するとして、ここでは、「く」の字形に關する第三の証人の証言について、六月二六日との連続性からのおておく。

これまでの二証人の証言によつては、「く」の字形十二個の

表現主体を松下昇に特定し、器物損壊罪で有罪にすることはn重に不可能になっていることは、だれの目にも明らかであろう。

一方、検察側は、この破産を何とかして修復するために、第三の証人、加地博(本件以来、現在まで神戸大学教養部会計課用度係)を証言させた。かれは本件の発生した時点から現在まで、闘争に対し冷やかな敵意を示し、この日も、検察官の意をくんで悪質な数々の偽証をおこなった。その偽証ぶりの核心的な一部を明らかにするために、かれが昭和四五年四月二五日におこなった供述の調書から引用しておく。

「私が教養部事務室にいと作業員の明石吉亮がやってきて、松下講師と森川女子学生の二人がB一〇八号教室に入っている、という報告をした」(註 1 この時、明石は、「落書」という言葉を発表していないことに注意)

「(B一〇八号教室の横まで行ったが) 私は、一寸見ただけですぐ事務室に引返しました。」(註 1 四枚ある黒板の全体にかかれてある文字が、いつ、どのように出現したかをみていない。)

「多分その翌日と思いますが、事務長からの指示によりB一〇八の落書の状況を写真で撮影しました。」(註 1 少くとも当日は、自主講座グループが占拠中で持続的に複数の人間が存在したB一〇八へは入れなかったことを語っている。)

「(黒板については)業者の塗装によつても落書の部分が浮いて元どりの黒板になりませんでした。(…)取替え修理をするほかみらいがないと思います。」(註 1 一月八日以来、供述の日付まで、黒板をとりかえていない。このことは又、この教室が授業に使用されていなかったことも示している。)

以上の供述と大きくいちがいを示す証言は次の通りである。
検察官(浜口) 「(…)松下が落書していたのを目撃したのですか。」

証人(加地) 「はい、当日午後四時半頃(註一)起訴状では、松下の行為が完了したのは午後四時過ぎころ、とされている。作業員の明石が事務室へかけこんで来て(註一)明石証人は、そのような切迫感を感じていない(…)落書をしているので見に来てほしいといってきたので、私は明石と一しょにB一〇八へかけつけ(註一)明石証人は、報告して、そのまま帰ったと証言している。また、事務室からB一〇八までの距離については後述の実測に注意)、(…)松下氏が白ペンキで黒板に「く」の字を重ねて書いているところを目撃したのです。(何個の「く」があったか、他の表現との出現の順序はどうであるかについては、のちに弁護人から質問されても全く証言できない。)

(…)

検一 証人は目撃した後はどうしたのですか。

証一 (松下と森川が)立ち去るのをみとどけてから(事務長に)報告し、直ちに(…)黒板全体を写しました。(註一)この時の写真が三枚、検察側から提出された。なお、これは教養部広報第二二号六八ページ上側の二枚の写真と同位相のものである。)

(…)

弁護人(河原) 「(写真三枚をみせて)「く」の字が十二個並んで書かれているが、証人が見た時は、いくつ書いていたのですか。」

証一 おぼえていません。

弁一 (別の黒板にある)B一〇九↓は、だれが書いたのですか。

一九七五年一月五日に証言した「玄関から、すわりこんでいる松下をはっきりみた」というのは(かれの老眼を考慮に入れなくても)疑わしい。

ずい分、長い註になってしまったが、もう一つ、どうしても註ししておきたいことがある。前述の「自主ゼミ」参加者は、実測をおこなった段階では、その結果について将来、神戸地裁で証言するつもりであり、神戸地裁をふくむ「一公判過程総体に、七〇年代性の根拠を付けてとりくむ決意をもっていたにもかかわらず、現在、その決意および、それまでの八十五年度の成果を放棄して風土の闇の中に沈みこんでいる。その理由と根源的止揚の方向について、諸者諸氏が、この通信の、さまざまな個所からよみとり、共闘して下さることをねがう。)

(…)

被一 (一九七〇年二月二日発行の教養部広報第十六号十二ページの一月八日、B一〇八の落書リストにある、原表現では横書きの「く」をかく)

というたてがきの記載を示しつつ)証人が現認し、撮影し、報告した落書というのは、この広報に記載しているものと同じですか。証一 同様です。(註一)これによって、証拠写真も、広報も、その根拠を失っている。)

被一 (昭和四五年七月六日付の湯浅光朝の松下昇に対する告訴状にある
「く」をかく)

証一 松下氏が書いたものです。(註一)驚くべきデータラメさである。「く」の字を三個まで書くのを見た明石が、走って報告し、加地がかけつけたとして、供述にあるように、「一寸見ただけですぐもどる」間に、「く」の字十二個とB一〇九↓を出現させることは不可能である。)

(…)

被告人(松下) 「(…)明石氏が目撃したというB棟二階から事務室までの距離は。」

証一 まっすぐではありませんが、約三〇メートルで普通に歩いて一分もかかりません。(註一)一九七九年二月十日に「自主ゼミ」参加者が実測したところでは、身体の向きを六回かえつつ、階段をおり、廊下をまがり約二〇〇歩の距離を移動することになる。なお、ついでに、この時おこなった他の実測結果を示しておくと、

a、事務室からB一〇八の窓の外まで二〇〇歩。従って、明石が目撃して加地に知らせ、加地がかけつけるとしても約四〇〇歩かかる。)

b、A V広場の南端の掲示板(A情況への発言Vが掲示された)から北端のB一〇八教室の入口までは約四〇〇歩。従って、A V焼闘争に際して、本田証人が一九七九年十二月二日に証言したように、A V広場の南端にいた松下が、B一〇八教室の入口を警備していた本田に「卵」を命中させたとすれば、見事なコントロールを有していることになる。

c、一九七〇年四月八日に松下ら百名以上がすわりこんでいたときれる会議室前廊下から玄関までは約四〇〇歩。従って、堀江証人が

というたてがきの記載を示しつつ)この告訴状の(二)にある落書は証人の目撃した落書と同じですか。

証一 「何をかく」は「何をかく」で、他は同じです。(註一)カッコの数に注意。これによって告訴状も、起訴状も、その根拠を失っている。)

(…)

被一 当時B一〇八、一〇九教室が自主講座運動の拠点として自主管理されていたことを知っていますか。(教養部広報第二二号六九ページは、かれらのいう「ラクガキ」主体が八五V名は少くとも存在したことを推定させる。)

証一 (…)内部のカーテンを引いて内部を見えないようにしていたことをおぼえています。(註一)では、外から「目撃」などできなかつたではないか!)

(…)

被一 (…)当時の(あなたの)上司である福原氏が本件についてとった態度が誤りであったことを公表したために左遷されたことを知っていますか。

証一 知りません。

(…)

(証人のギマンぶりは呆れるばかりである。反対尋問によって証言の根拠は解体しつくされていくとはいえず、重要な問題が残る。その一つは、主尋問に対する証言のギマンを最終的に打ち破るには、かれの供述調書を被告人側の証拠として提出する必要があるけれども、その方法は、今まで被告人側が主張してきた、検察官調書を証拠として採用することへの批判と根拠から矛盾してくる。通信二四号

二四ページや八〇〇頁十ページをよんでほしい。検察側が意図しているかどうかにかかわらず、この怖るべき矛盾を突破して行く方法についての示唆を私たちは切望している。

また、注目すべきこととして、この日の公判での手続更新を媒介して検察官が発言し、この公判の記録や問題が、あまりにも錯綜しており、松下被告人の有罪を立証する確信がつかめないため、前任の検事たちと、この夏いろいろと打ち合せをしたが、まだ殆んど把握し切れていないから、今後の立証方針について、いますぐ答えられない、と公訴棄却に相当するような意見をのべた。これは先述の立証の方向と矛盾するようにみえて、深く連関しているといえる。個々の証人や検察官をこえた、より巨大なものと格闘しているものにとって、それは自明であろう。

*証人のちがいを媒介する 分離公判の記録〔抄〕

冒頭のリストから判るように、S・五二・七・二〇が、松下、上原の八二〇名が同じ被告席についていた最後の公判であり、S五二九・二一には、「本件より被告人上原孝仁に対する被告事件を（手続として）分離して審理する」という決定が出されている。法的には証人のちがいを媒介しての分離にみえるが、本質的には証人の（被告存在からの）とらえ方のちがいで、あることに注意。その後、上原のみが召喚された公判の日付と経過の要点を追って行くと次のようである。

一九七八年二月一日（第八〇〇頁に掲載）

一九七八年五月二五日

証人は前野繁（前年から持続）と宮垣盛男（事件当時、神戸大学教養部助教、物理学担当）。前野証人に対する反対尋問と証言の不毛なズレを示す代表的な例は、「神戸大学教養部が大学の運営に關する臨時措置法に規定される大学紛争が生じている。大学であるという認識あるいはそうでないという認識は、いつどのように発生し持続し終焉したのですか。」

「定義自身がわかりませんから答えかねます。その時点、日本にいなかったその内容は知りません。」

に現われている。ただし、当時の事件現場の一つはD三〇〇号と名称が変更されていることが確認された。

宮垣証人は、一九七一年五月一九日、D三〇七の事件現場に、松下や上原ら、大学側の柳川（八〇〇〇焼闘争事件の証人の一人）らが出たこと、松下の行動（教官の本質的な姿をよくみておけ、という発言）の記憶はあるが、上原が突入してきた隊列の中にいたかどうか記憶にない、と検察官に対して証言した。

被告人（上原）が、反対尋問は次回にし、今後の審理は松下と「別々の方がいい」と最後にのべていたのが参加者の記憶にある。

一九七八年八月二一日

この日には、松下、上原以外の（前）共同被告人の公判のあることが判ったので、（自主ゼミ）からの出廷があった。この系列の公判のうち、かれらとの併合・分離条件のとらえ方については、通信

八〇〇頁十〜十一ページを参照。

開廷後、（自主ゼミ）参加者がふしぎに感じたことだが、弁護人の分銅一臣氏（かつて松下、上原の弁護人を辞任した）が、宮田証言に先立って、かれが松下、上原について前に証言した時の調書を基本にして補足的な尋問をおこなった。このやり方は、恒常化しているようにみうけられ、それ自体は、松下、上原が切り拓いてきた成果を応用していくという意味でよいとしても、その応用の仕方が「一公判の被告総体に循環・運動していかない所に、かれらの対象化し切れないまま放置している限界も感じられる。」

この日の証言の対象は、昭和四十六年五月一九日の公判事実（上原と橋本で共通）であり、証人は、「前に証言した時には、教官のピケに突入してきたものの先頭部分はだれか判らないといったが、上原、山本、橋本がいたことを思い出した。今日の方が正確である。」と証言した。これは、記憶は前にさかのぼるほど正確だとして、公判の証言よりも供述調書を優先させようとした検察側の方針に対する私たちの反撃（通信二四号二四ページなど）に対する応戦であるが、それを成立させたことに、この日の弁護人・被告人は気付いているだろうか。

一九七八年八月二八日

この日の公判についてのべる前に、法廷を越える（無）数の入法廷Vで展開されてきた審理をかいまみておく必要がある。一つは名

古屋地裁（被告人 竹中千恵子）における α 、 β 、 γ 位相の証

言過程（通信第八〇〇頁一九ページ参照）に共闘してほしいという

（自主ゼミ）からの提起を上原が拒否した経緯が一九七七年十一月〜一九七八年三月にあり、これによって、上原の把握する被告性が現実的には法廷での表層的なやりとりで収束して行く傾向が促進された。五月一日付で上原が弁護人（河原）へ送った手紙の中には、次回公判から弁護人は出頭しないしてほしい、という依頼があり、七〇年代の審問的情況の中で出会った弁護人（を一つの標識とするテーマ群）から遠ざかろうとする方向をみせている。松下は五・

二五法廷以降の上原が今後直面する困難さを予測して、一七・二八

付で上原にあてて、かれの七〇年代における数々のすぐれた試み（位相を飛躍させつつ、法廷での個々の手続よりもはるかに重大な試みへの共闘をよびかけたが、残念なことに、かれは松下の意図に

対応せず、七月三一日付の松下と共通の弁護人あての手紙の中で、「弁護活動に不備があつてそうするのではないが」「弁護人解任ということもいれおう想定」している、とのべている。さらに注目すべきことは、「ばくが裁判にかかりうる条件として残されているのは、いまでは自分が被告人であるという幅だけ」であり、この幅で全てを考へて行くという発想をみせていることである。ここには

八〇〇頁（一）公判の前提となっている仮装被告団が今まで実現してきた諸原則を放棄する姿があるといわざるをえない。最も深いところで、その責任が私たち（とくに松下）にあるかもしれないとしても。

そして、その責任を自らの審問的情況の中でとらえなおして行くことに共闘しつつ一〇三被告団（この概念は、たとえば通信

△〇〇号三三ページなどに出現している)から、八・二四〇付で、

一九七八年十月十二日

かつての上原の身柄引受人に対して、一九七四年段階で上原が松下と共闘しつつ「非」存在闘争を持続する過程で保釈をとり消され、その勾留を解体し「一公判を飛翔させるために、松下と同じ弁護人を選任し、あなたを身柄引受人としてえらんだ経過から、かれが「弁護人解任」という発想を、直前の松下の提起にこたえないまま語ることは、七〇年代の「一総体の解任を意味しないか、それを転倒していかない限りあなたは生きられないのではないか、という趣旨の提起をおこなった。しかし、かの女(一九七三年五月十二日の岡山大学△〇三△闘争の被告人でもあった。)は、この提起に

被告人(上原)に対して、「自主ゼミ」参加者が、これまでの提起への応答がないままの出廷の根拠を、直接には問わなかったのは前回公判八・二八の開廷前に、かれが、「(提起には)こたえて行きます。」とのべたのを好意的にうけとり、八・二八の反対尋問過程では、突然の提起であるため余裕がなかったであろうと判断し、十・十二までに文書による応答がなかったにしても、それは十・十二公判の中で展開されるのであろう、と期待したからであった。しかし開廷後(弁護人は、「被告人の同意を得て欠席」という上申書を提出していることが、裁判官から明らかにされた。)裁判官の交代による手続更新に際して、被告人が陳述した意見は、

「一、倉沢証人への尋問の打切を撤回せよ。
二、竹内証人の尋問事項を検察官が一部撤回したのはなぜか。という内容にすぎなかった。これは、「被告人であるという幅だけ」の視点からさえも部分的な発想であり、ましてこれまでの「自主ゼミ」の提起に比べる位相には遠いものである、といわざるをえない。これに対して当日の法廷で「自主ゼミ」参加者から開始された再提起がたどる過程は後述するとして、公判自体は一九七一年・五・一九の事件について次のように進化した。

被告人(上原)「(事件当日、授業妨害を阻止する相談をする)臨時教授会が行われる決定は、いっどこで行われたのですか。証人(宮垣)「前日から前々日でした。被一その際、証人は立ち会いましたか。」

「上原は提起者に対して、「こたえていきます。もう行ってもいいですか。」と法廷に去って行ったものの、宮垣証人への反対尋問は、これまでと同じ水準のまま終った。(弁護人は不出頭。)

「一、自主ゼミ」参加者に出廷を提起したが、職場の都合や、一回以上出廷するだけの必然性を見出しにくいことなので、十月十二日の上原の公判への出廷者が連続して出廷することになった。公判のすすめ方は、前回同様、松下や上原に關する公判での宮田証言の調書をそのまま使うというもので、弁護人は、それなりに慣れた反対尋問をおこなった。例えば、一九七一年・五・一九の事件で証人が、だれかからなぐられたり、けられたりしたにせよ、本気でなく、冗談半分かもしれないという証言を引き出す、等々。また、運営委員会の中に、さらに中心的な執行部として五人委員会というものがあり、メンバーは、湯浅、堀江、中川、竹内、前野であることも明らかにした。しかし、被告人が証人に対して「何年もの裁判をうけて迷惑しているのだ!」と叫んだとき、公判の水準も又、明らかにしたといわねばならぬだろう。

「この他に、被告人が、「被告側としての証人申請をしたら応じる気持はありますか」と問い、証人が「ありません」と答えているのが、かすかに「自主ゼミ」の提起にもかかわる、とはいえず、△気持△

問答)

証一(沈黙)(註一主語を転換すれば本質的になる唯△一△の

をこえる関係性を、どのように、どこから創り出して行くか、が問題であることは、いうまでもない。

証一正式の運営委員ではなかったですが、種々の対策について意見を求められました。

証一(沈黙)(註一主語を転換すれば本質的になる唯△一△の

被一正式と正式でない委員と二種類あったのですか。

証一(沈黙)(註一主語を転換すれば本質的になる唯△一△の

証一そんな区別の仕方ではありません。(註一運営委という機構をはみ出して、当時の闘争を抑圧しようとする教官が結果としていたことを示す。)

証一(沈黙)(註一主語を転換すれば本質的になる唯△一△の

被一証人が一二時三〇分からの臨時教授会出席拒否をきめたのは何時ですか。

証一(沈黙)(註一主語を転換すれば本質的になる唯△一△の

証一一二時前後です。拒否ではなく行かないときめたのです。(註一執行部は、定足数をこえる見通しがつくと、信頼しうるの十数名を、教室前にピケをはらせるために派遣した。)

証一(沈黙)(註一主語を転換すれば本質的になる唯△一△の

被一(教授会)不出席が懲罰の理由の一つにあげられたことが過去にありましたか。

証一(沈黙)(註一主語を転換すれば本質的になる唯△一△の

証一ありました。松下元講師の処分です。

証一(沈黙)(註一主語を転換すれば本質的になる唯△一△の

被一五月一九日の雨は何時頃止んだのですか。

証一(沈黙)(註一主語を転換すれば本質的になる唯△一△の

証一知りません。

証一(沈黙)(註一主語を転換すれば本質的になる唯△一△の

一九七八年十二月二十五日

上原被告人の公判期日を前にして、一〇三被告団は、かれの身柄引受人に対して次の表現を含む提起をおこないつつあった。

「あなた自身による八・二四の提起の実現がないままの、上原孝仁さんのありえない八八・二八の法廷は、そのありえない八・二五に連続させたまま十二・二五に向かおうとしています。」この八ありえないVを加重している(かつての)身柄引受人が、十・一二公判の八ビンの中Vのような息苦しい法廷で「自主ゼミ」参加者により作成された調書を、自らの自己史の対象化作業と共に、上原へ巡礼させてほしい、と前記の提起はのべている。同時に一〇三被告団は、上原孝仁にあてに、前記の八十・一二Vの調書に出会うことを通じて、かつての一〇三被告団へのかわり(岡山地裁の「RB」公判をふくむ)の現在性(原罪性)を一松下昇と未宇へ開示してほしい、と提起していた。

しかし、かつての身柄引受人は提起の手紙をそのまま、松下の不在の住居に二月二四日にとどけて去り、上原は十二・二二付の松下あての手紙で、自分の考えは、これまでに表現し尽くしているつもりなのに、まだ提起が持続する意味が理解できない、という疑問の意志表示をしてきた。この双方の対応に関して一〇三被告団はまず、十二・二五公判の法廷前で上原に対して、(かれのいくつものポーズとしての)疑問は、関係性がここに至るまでのを仮装被告性の最深处で生きてこなかった証言である、という指摘をふくむ表現を手渡した。(これに対する反応は、まだない。)

そして、一〇一の生死にかかわる提起にこたえないかつての身柄引受人や被告人のこのような対応は、一九七八・十二・一八や

一九七九・二・七の八リンチVと同位相であること、このような対応をさせる関係性総体を転倒するために、長い苦闘が必要であることを忘れてはならないだろう。その苦闘こそが、大学闘争の生命を持続させていくのだから。

さて十二・二五の公判そのものの経過は、前回に引き続いて、飯盛証人に対する主尋問と反対尋問であり、引用する程のものではないが、被告人の提出した要求書には、かれの行きついた地点を露呈しているの、その数カ所を示す。

「憲法第三七条第二項前段に『刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ』とあり、前述の(倉沢)証人について「…」必ずしも『充分に』という規定を満足させているものではない。」(註一)この規定を無条件に無限に延長しうることが不可能であること、それどころか、この規定が全く抑圧されている公判が殆んどであることに気付かなくなってしまったのであろうか。

「裁判所は被告人の権益を保証し、制度的に確立する努力を怠ってはならない。」(註一)民主的な裁判官と弁護人の発言かと思うほどである。制度とか権益とかの語を発する前の、断崖に立つ時のような心がまえは、全共闘運動にかかわった者の基本ではないか。その他にも、全ての行に「註一」をつけることが可能であるが、問題は、かれの、裁判所の手続を恣意的に批判する手続が、七〇年代の自らの表現の根拠を根底から、とらえなおす作業と八分離Vされていることである。

一九七九年二月二十八日

この日の飯盛証言(三回目)で、被告人(上原)に対する検察側立証は終了した。大島留衛、福原平義の二証人(いずれも神戸大学職員)は撤回された。飯盛証言に対する反対尋問の全過程を通じて「自主ゼミ」の提起にこたえつつ、自らの七〇年代性の対象化を開始しようとする動きはみられなかった。この日の法廷で「自主ゼミ」参加者が、三・一四の八名古屋V地裁への過程で被告人にパンフ(通信一時の楔)を手渡した。一方、「自主ゼミ」参加者にはなく裁判所に提出された被告人の同日付の文書は、公判期日変更請求書であり、次回の三・二八に松下を被告人とする公判と接続することを回避する意図で作成されている。かれが「弁護士不在という条件を前提にして」期日の変更を請求するとき、本日は、「一公判からのテーマ群排除を前提にして公判リズムの変更を求めていることは、これまでの経過から、余りにも明らかである。」

*一九七八年十二月二一日

〔公判記録〔抄〕〕

この項目は、四五ページの十月二三日の公判に連続するけれども、すでに前項でのべた公判群との対応で進行していることを再度把握しておく必要がある。

検察側が証人、本田烈(神戸大学教養部教授、仏語担当)を申請したのは前回公判以後であり、採用決定は十二月七日である。この証人は、一九七二・二・一五の八 V 焼闘争の検察側立証が解体した(通信八〇V号一四一六、二〇一三ページ参照)ことを何とか回復するために検察側が準備した第三の証人であり、ちょうど、

「く」の字形に関する十月二三日の第三の証人と同じ役割をもたせられていた。そのためか、奇妙な経過が、すでに公判期日以前に開始していた。被告人(松下)は、本田証人に関する供述調書を、これまでの原則に従って閲覧しようとしたが、検察側は、調書はない、といって拒否した。(十二月十一日)しかし松下が「自主ゼミ」を媒介して、本田の友人から、かれに連絡をとって見たところ、本田は十二月六日に検察官と会って、うち合せしていることが明らかになった。しかも本田は、友人に対して、自分は被告人に不利な証言はしない、と証言しつつ、公判当日、それが偽証であることを開示する。もちろん、被告人は、証言拒否こそが、本田にとってないうる唯一の対応であると考え、提起したのであるが、本田の友人が、本田を「信じ」、「証言には、それなりの意義もあるだろう」と判断したために被告人の提起は宙吊りになり、法廷で出会うことにな

(…)

検察官(兵口)「(当日の試験場警備は)決定に基づく警備ですか。」

証人(本田)「はい。」

(…)

検一「一〇八教室の西入口に立っていた時に何かをぶつけられたことがありますか。」

証一「はい。後でわかりましたが玉子を一個私に投げつけられました。」

検一「だれが投げたのですか。」

証一「松下氏です。(註一)うち合せ通りの証言)」

(…)
検 柳川、森にも投げたことがあったのですか。

証 1 私の後でもう一回投げていました。(…)後で吉安氏は怒っていました。(註 1 吉安の偽証がバクロされている。通信第 八〇〇号二一ページ参照)

(…)
検 1 汚れた上衣のクリーニング代はどうしましたか。

証 1 後日にカンパでもらったと思います。(註 1 こういう水準のカンパもあるのかという驚き)

反対尋問

弁護人(河原) 1 (当日の警備は)だからいついわれたのですか。

証 1 一週間以上前に評議会できまって教養部長から命じられました。刷り物も出来ていました。(註 1 そんなものがあれば、とくに証拠に出しているだろう。)

(…)
弁 1 一〇八教室の外は広場になっていのですか。

証 1 そうです。形は四角で南北一五メートル(…)位のものです。(註 1 四六ページ参照)

弁 1 教室は広場の北側(…)松下氏のいた地点はその広場の南の端のところですか。

証 1 そうです。

(…)
弁 1 証人に玉子が当たった時は他の方向を向いて雑談していたのですか。

証 1 はい。

弁 1 松下氏が投げたと思った理由は。

証 1 松下氏一人が目に入り、フロシキをもっており、その素振りから判断しました。(註 1 松下はフロシキなどもち歩かない。)(…)

被告人(松下) 1 柳川証人は(試験の警備は)決定でなく要請だのべていますか。

証 1 私の感ちがいかもしれません。(註 1 公務執行妨害罪の解

被 1 当時、学生がストをやった場合、ストを認めるか試験を強行

するか、の基準がありましたか。

証 1 ……

被 1 教養部広報三十一号(…)一七ページ、一月二七日のところに、第二課程についてスト決議を尊重して授業、試験を三月末まで中止したという記事があるが、(…) (本件の)第一課程の試験をなぜ中止しなかったか判りますか。

証 1 覚えていません。(註 1 第一課程は授業料値上阻止のストをしてしたが、大字当局は、自治会は六九年の闘争以降解体しているから、第一課程の大多数の学生がストに入る意志表示をして、正規の自治会によるストでないと認め、全共闘運動への、か

れらなりの報復をしたのである。)

(…)

被 1 起訴状には奇妙なことに卵を投げつけたという時刻がかいてないので(…)B一〇八教室の予定の試験科目は何ですか。証 1 ドイツ語です。(…) (広報三十一号十ページの時間割で二時

限の十時五十分開始の試験を警備していたことをみとめる。)

(…)

被 1 卵を投げつけられたという人の名が起訴状では吉安、柳川、本田となっていますが、この順番にどんな必然性があるのですか。

証 1 わかりません。

(…)

被 1 (広報三十一号十一ページに、松下の逮捕は第二時限以前であることの記述を示して、この記述や、あなたのとくに吉安氏が卵に当たったという証言を比較すると起訴状に出てくる人名の時間順の配列は全く不正確であることを追求すると) …… わかりません。

(…)

被 1 (警備でなく監督であるという教官、たとえば吉安が) (…)

(…)外に居りましたが(卵に当る)のはおかしいと思えますが…。

証 1 外に居りましたが…。(自分でもワケが判らないという表情)

(…)

被 1 本件について(…)供述調書をとられたことがありますか。証 1 それはありません。(検察官も証人も、わずかに身ぶるいする。)

(…)

被 1 検察側証人に立つものは、もはや文学者でない、とある人(註 1 パリにいるかれの友人の名を仮装的に上げて)が知っているのを知っていますか。

証 1 知りません。(註 1 友人に対して怒りをかんでいる様子。怒りの方向は逆ではないのか。)

(この証人は、京都を中心とする全共闘シンパ?文学者たちとの雑誌発行や合評会に参加するのを楽しみにして?日々の語学の授業に耐えているのであるが、権力にうながされたとき、どのよう

にふるまうかを示している。かれは本当に、ありのままを語れば

自分の責任は果せる、何しろもう過去のことなのだから、と考えていた(友人との電話)のであろうか。このような発想では文学

はおろか、一瞬ごとの呼吸さえ本当にはできないはずである。重

要なことは、これと同じ発想を、たとえば名古屋地裁の河合、広

川を被告人とする公判における成田証人がおこなっていたことで

あり、一 公判の重要な展開過程に交差したとき極限的に矛盾

敵対してくることおよび当事者が、法廷 自己の基盤がくだけ散

るまでは、それに殆んど無自覚であることである。)

この公判の前に三月二八日も公判期日が上原と時間を接続させて決定されていたけれども、上原については、かれの二月二八日

の公判における異議により取り消され、松下については検察官の

交代、証人二名申請の準備を理由として直前の三月二七日に取り

消された。公判期日の取り消し方がいは重要であろう。また

検察官が最終的に二名を証人申請するという場合、その八二〇名

がだれであるか、ありうるか、をこれまでの検察側立証の過程総

括して見ると、

検察官が最終的に二名を証人申請するという場合、その八二〇名

体から判断してほしい。それによって、それぞれの人の「一」公判の把握の度合が明らかになってくると思われる。

さて検察官は、「く」の字形、研究室壁面の表現について黒田、福原を申請し、裁判所は直前の五月二日付で採用決定をした。主尋問

〔…〕
検察官（遠藤）「「く」の字形について」当時検察官に対する供述は記憶通り述べたものですか。

証人（黒田一二、当時、教養部事務長、現在神戸学院大学教務部次長）「そうです。」

〔…〕
検一証人等（教職員）でその落書を消せない状態だったのですか。

（註一）⑤導入との類似
証一落書はB一〇八だけでなく他の部屋にもたくさんあったので一括して業者（第一産業）にしてもらいました。

〔…〕
反対尋問

被告人（松下）「昭和四五年一月八日の件で検察庁で取調を受けたのはいつですか。

証一記憶していません。（註一）同年十一月五日であり、同年十月十六日の松下八処分Vに対する闘争を圧殺するために告訴／捜査が重層的におこなわれていた。）

〔…〕
被一当時は（教室だけでなく）校舎の壁、歩道橋、広場などにもさまざまの表現がありましたね。

証一ありました。

〔…〕

被一（…）今でも残っていますか。
証一四六年に退職し、その後は行ってないので知りません。（註一）それらの表現は今でも研究室の内外壁面、A V広場、

A V焼売場、調理室、歩道橋をふくむnカ所に残っている。ぜひ現場Vを検証Vし、新たな表現を出現させてほしい。）
被一（退職した時期の）四六年三月までには完全に修復したので

すか。
証一きれいにならなかったのもあったと思います。（註一）授業のA妨害Vになる黒板の表現だけを集中的に消し告訴した意味は重要である。）

〔…〕
被一本件（が発生したとされる時刻）は午後五時前で、勤務時間とか（B一〇八）教室の自主管理状況から推察しても、写真撮影は（佐古田証言のように）事件直後ではないと思うのですが。

証一記憶していません。
〔…〕
被一証人は神戸大学の闘争について今まで他の公判で証言をしたことがありませんか。

証一あります。女子学生の森川の件でした。
被一それは何の事件ですか。

証一内容は覚えていませんが、一〇八号教室の（「く」の字の）事件ではなかったかと思えます。（註一）本当は昭和四四年十二月三日教授会紛争闘争について。森川佳津子はこの事件で無罪が

一審で確定している。しかし証人は、かの女が「く」の字形の事件の重要な関係者であることを無意識のうちに証言している。）

〔…〕
次の証人、福原平義（昭和四六年九月二二日の事件当時、教養部会計掛長、現在、農学部事務長）の証言が連続しておこなわれた。

主尋問
検一（研究室の内壁、外壁、机などの）落書を見ましたか。

証一見ました。
〔…〕

検一証人は修理するまで会計掛長をしていたのですか。
証一私は四七年に変わったので、それまでに修理をしたかどうか覚えていません。

反対尋問
被告人（松下）「証人は本件について（「見た」と証言したが）直接現場を目撃したのですか。

証一誰がやったかについては見ていません。
被一（…）書かれた内容とか筆跡については確認していないのですか。

証一私は（修理金額の見積りをするだけで）誰がどうしたかという事については確認していません。

被一証人は以前に本件公判で証言したことはありませんか。
証一黒板事件で証言しました。
被一その際、証人が（最後に）一言のべたいというのを検察官

（山路）が制止したのを覚えていませんか。（註一）昭和五十一年

七月一五日の公判。通信二二号二四ページ参照）〔…〕何をいいなかったのですか。

証一私は松下先生が今までやられたことについて学生をのけて一人でやられたのなら共鳴できる点もあります。（…）私は職業柄〔…〕大学側の先生のいうこととやるのが違うのでその点非常に反発していました。現在先生は大学に来られない。裁判を早くうち切ってほしいです。（…）（註一）大学で生活する事務職員の大衆的な貌がここにある。かれらと真に出会うためにも、一）公判を永続的に展開しなければならない。）

この日の公判で検察側は、自らの立証過程のあまりもの錯誤／混乱を逃れるためか、これまで申請していた証拠／証人を大量に撤回した。これは質的に立証の解体、公訴棄却を自ら認めるほどの対応であり、七十年代を通じての被告人側の反対尋問にいかにも屈服したかの例証でもある。

書証として。

警察官Ⅱ郡正勝、藤田迪也、草野栄介、三宅利秋、岩林信行、谷田充、高溝四郎、波多野幸範、山下三郎、植之原繁が昭和四五年四月八日までの事件について作成した報告書一四通。

警察官Ⅱ井林良幸、下迫圭介、植之原繁が昭和四六年九月七日の事件について押収したピラ三枚、ヘルメット二個、タオル二本、軍手二双、手続書類二枚。同じ事件について警察官Ⅱ花園晴郷、筒井浩が作成した報告書二通。

教職員Ⅱ秋本八郎が「く」の字形について、大畠留衛が前述のビ

ラ提出に際して、柳川高明がハ V 焼闘争に関して供述した文書
四道。

証人として。(供述調書があるもの)

警察官Ⅱ谷田充(特別機動隊中隊長)、郡正勝、藤田迪七Ⅰ昭
和四五年四月八日までの事件について。花園晴郷Ⅰ昭和四六年
九月七日の事件について。

教職員Ⅰ桂圭男、南院泰美、冢治川豊、多田英次、奥田義雄、橋
本万年、中村五郎、田中正信、百々和、村上正和、金沢隆、

Ⅰ昭和四四年十二月三日の事件について。坪由宏、吉仲且壽、
山本正雄Ⅰ昭和四五年四月八日の事件について。黒田一二、風
呂本武敏(神戸大学日共支部長)、清水光治Ⅰ前記の二つの事
件について。堀井健一、秋本八郎Ⅰ「く」の字形について。大
島留衛Ⅰ昭和四六年九月七日の事件について。川畑壽也、吉川
圭三、徳田朝彦、福原平義、竹村正幸Ⅰ研究室の表現について。
得津伸三、森良文(マルクス主義文学者)、斎藤祐五郎Ⅰハ V
焼闘争について。

学生(被逮捕者)Ⅱ西内博、田嶋子、玉置義春、築山徹Ⅰ昭
和四五年四月八日の事件について。

何と膨大なものではないか！検察側は、これらの証拠、証人によ
って立証すれば、八十年代を横断してしまうこと、その過程で完全
に被告人側の「自主ゼミ」に包括され、応用されてしまうことに恐
怖したのである。しかし、私たちは、法廷以外のあらゆる場所
前記の範囲をはるかにこえる深さで大学闘争の世界(史)性とテ
マ群について立証し追求し続けて行くであろう。

*一九七九年七月一八日
公判記録〔抄〕

七・一八公判の位相へは少くとも三つの方向からの問題群が交差
してくるので、それぞれについてのべて行く。

α、裁判所での審理が検察側立証から被告人側立証に変換するのは
公判の分水嶺であるとはいえ、たんに証人群を申請し、裁判所に
認めさせ、証言を展開する、というだけでは決定的に不十分であ
る。これは検察側が撤回した証人、申請していない証人をふくめ

ていえることであり、そのためにも次のような提起が、神戸大学
の闘争圧殺の責任主体に対しておこなわれた。

公開要請状

一松下 昇①
をふくむ(自主ゼミ)実行委員会②

昭和四五年十月一六日付で貴大学長事務取扱 戸田義郎名で発令
されたと称する松下昇に対する処分およびこれに関連する諸問題を
字内、法廷をふくむあらゆる場であらえかえし、転倒して行くた
めに、まず別紙の項目に回答されるよう要請する。

一九七九年六月一五日
神戸大学長気付 神戸大学評議会 殿

別紙

一、①一九六九年七月一二日の神戸大学長事務取扱提案の「全神大
人結集集会」

②同年八月八日の封鎖解除ノ授業再開

③松下昇に対する告訴(一九七〇年七月六日付をふくむ)

④松下昇に対する処分(一九七一年四月一日付の研究室仮処分
申請をふくむ)

⑤一九七一年七月の人事院審理
に関連する貴評議会の全ての議事録、テープ、資料の公開につ
いて評議会を検討されたい。

なお、検察側は、このような大敗北をおいかくし、早く結審に
もちこませるために、昭和四六年九月七日の共闘者に関する一審確
定判決(S・四九・十二・六付)、(一卵)裁判の一番判決(S・
五一・六・八付)と最高裁上告棄却判決後の確定?文書(S・五二・
十二・十三付)および前科照会回答書(S・五四・三・二六付)を
証拠として提出した。神戸地裁の七つの事件よりもハ後Vで発生し
た事件がハ前V科になってくるとは！この時間構造の真の意味を把
握していくためにこそ、私たちは(一卵)裁判との併合を要求してき
たのである。それと逆行する証拠提出方法を被告人から批判したた
めに、この日には採用は留保された。

一方、被告人側からは、今後の立証に批判的に応用して行くた
めに教養部広報第十二号、第十三号、第十六号(既提出)、第二二号、
第二五号、第三一号などの重要部分のコピーを提出し、採用された。
回覧したい人は申し出て、立証に共闘して下さい。

二、前項をふくむ諸事項について、松下昇に関する刑事公判(神戸
地裁、昭和四五年(ワ)第五三〇号)で今後開始される証言に、貴評
議会が、この十年間の責任を対象化しつつ、だれを出廷させるか
を本年七月六日までに回答されたい。また神戸大学速報(第一号
〜最終号)各三部を法廷をふくむ(自主ゼミ)で応用するので至
急送付されたい。

公開要請状

一松下 昇①
をふくむ(自主ゼミ)実行委員会②

昭和四五年十月一六日付で貴大学長事務取扱 戸田義郎名で発令
されたと称する松下昇に対する処分およびこれに関連する諸問題を
字内、法廷をふくむあらゆる場であらえかえし、転倒して行くた
めに、まず別紙の項目に回答されるよう要請する。

一九七九年六月一五日
神戸大学教養部長気付 神戸大学教養部教授会 殿

別紙

一、神戸大学長気付神戸大学評議会あて公開要請状(コピー同封)
の内容の実現に、どのように共闘するかを教授会で検討されたい。
(必要に応じて出席可能)

二、一九六九年二月二日から一九七二年二月一五日に至る貴教授会

の全ての議事録、テープ、資料を公開されたい。

三、これまで松下昇のn事公判(刑事、民事、人事、し)で教養部教職員がおこなってきた証言を自己批判的かつ包括的に検討し、今後の証言について教授会からの出廷者を決定されたい。(本年七月六日までに)

四、松下昇に対する教養部構内立入禁止通告、研究室逆封鎖、私物留置を直ちに撤回されたい。

五、神戸大学教養部広報第一号(最終号三部)を法廷をふくむ(自主ゼミ)で応用するので至急送付されたい。

六、

(註) 評議会、教授会および、それぞれへの提起をふくむ提起をうけた神戸大学新聞会、教養部自治会(第一、第二課程)からは現在まで応答はない。)

一方、弁護人から、七月三日に第一次の証人として三名が申請され、七月六日付で元学長、戸田義郎が採用決定された。そこで「松下昇」をふくむ(自主ゼミ)実行委員会は七月十二日(付)で、一、あなたが証人として召喚されるのは、評議会あて提起とどのように関連するか。

二、前項にこたえた後に尋問プランを送付するから評議会と検討せよ。

三、前項一、二が実現される度合でのみ法廷での証言は意味をもつ。という要旨の提起を戸田義郎に対しておこなった。これに対して戸田は七月十六日付で、公開要請状も評議会の態度も関知しない、提

起は迷惑であり、今後は書状に対して回答しないという内容の速達を送ってきた。つまり昭和五十年三月まで学長として、松下の全公訴事実発生前中の大学管理機関における最高責任者であるにもかかわらず、その機関の八十年性の責任と無縁なところで証言に依る態度を証言したのである。

β、法的な共同被告人である松下と上原については公判期日はずっと異っていたけれども、突然、六月四日付で併合決定が出された。弁護人が裁判所へ問い合せると、二月二十八日以来、上原の公判期日は宙吊りであり、次回の戸田証人は共通の証人になりうるだろうから併合したという見解であった。裁判所からはこのようにかみえないとしても、私たちの格闘すべき対象はより広く、深いのである。

一方、八十年間の裁判過程を対象化しつつ、一九六九・四・二八闘争の仮装被告(団)の一人が、はじめて八神戸V地裁へ出廷しようとして準備していた。

かれは八十年前の押収品についての八証拠品Vを(松下昇)未宇一(付)自主ゼミ(実行委員会)に八譲渡Vする文書を(東京)地裁へ提起しつつ、七月一八日に(神戸)地裁でうけとるプランを構想していた。八十年間の裁判過程でみつけつつも法的に圧殺されてきたテーマ群を、これからの(一)過程において真に展開していくために。そして七月一八日午前、松下をふくむ(自主ゼミ)参加者は神戸地裁の(自主ゼミ)後、返還されたビラや切符をふくむ八証拠品Vを(自主ゼミ)が占拠し生活する空間へ巡礼させた。

γ、被告人(松下)は(一)を公判の総体的な展開、とりわけ八名古屋V地裁における七月六日の経過における弁護人の対応についてn項目の質問をおこない、とくに当日の被告人(竹中)が、「

「弁護人を解任しますから退廷して下さい!」と警備員におさえつけられつつ叫んだ声を必然化せしめた現実的根拠を転倒する方針を提起するまで、八神戸V地裁での弁護人としての活動は、これまでの延長線上には成立しえないと確信した。

そして、七月一八日およびそれ以降の公判に出廷しても、前述のテーマをふくむ提起群にこたえるまで、弁護人としての訴訟活動は宙吊りにしてほしい。二、(松下)のみが召喚される公判であれば出廷はお願いしないが、上原の弁護人でもあることを考慮して判断してほしい。三、戸田証人へは、かれが提起にこたえる度合を確認しつつ、被告人の意見をきいて決定された公判で質問を開始する。という三点を(七・一八)へ歩みつつ作成した。この表現の根底には、弁護人の責任追求以上に自らの力不足(自己批判の情念)があること、その意味からも(七・一八)には(不)出頭しつつ、それによって生じる問題群を全て引きうけて行くこと、などが同時に記されている。

この弁護人あて表現と、次の裁判所あて表現の原本は仮装被告(団)からの出廷者に、提出を委託された。

被告人最(一)意見陳述

松下 昇

をふくむ(自主ゼミ)実行委員会

起は迷惑であり、今後は書状に対して回答しないという内容の速達を送ってきた。つまり昭和五十年三月まで学長として、松下の全公訴事実発生前中の大学管理機関における最高責任者であるにもかかわらず、その機関の八十年性の責任と無縁なところで証言に依る態度を証言したのである。

β、法的な共同被告人である松下と上原については公判期日はずっと異っていたけれども、突然、六月四日付で併合決定が出された。弁護人が裁判所へ問い合せると、二月二十八日以来、上原の公判期日は宙吊りであり、次回の戸田証人は共通の証人になりうるだろうから併合したという見解であった。裁判所からはこのようにかみえないとしても、私たちの格闘すべき対象はより広く、深いのである。

一方、八十年間の裁判過程を対象化しつつ、一九六九・四・二八闘争の仮装被告(団)の一人が、はじめて八神戸V地裁へ出廷しようとして準備していた。

かれは八十年前の押収品についての八証拠品Vを(松下昇)未宇一(付)自主ゼミ(実行委員会)に八譲渡Vする文書を(東京)地裁へ提起しつつ、七月一八日に(神戸)地裁でうけとるプランを構想していた。八十年間の裁判過程でみつけつつも法的に圧殺されてきたテーマ群を、これからの(一)過程において真に展開していくために。そして七月一八日午前、松下をふくむ(自主ゼミ)参加者は神戸地裁の(自主ゼミ)後、返還されたビラや切符をふくむ八証拠品Vを(自主ゼミ)が占拠し生活する空間へ巡礼させた。

一九七九年七月一八日、

神戸地方裁判所第三刑事部

御中

一、七月一八日の公判には被告人、弁護人、証人のそれぞれが出頭する条件を殆んど創出していないと判断するので、「私」は(不)出頭します。理由の詳細については、必要に応じて(過渡的)仮装的な)出頭者に質問して下さい。

二、次回公判期日に関しては、前項について十分に審理した後、被告人の意見をきいてから決定することを要請します。

三、検察側から証拠請求されている。
有本好孝の検察官に対する供述調書

古川和義の判決謄本

松下 昇の前科(!!)に関する判決謄本

前科(!!)照会回答書

に対し不同意であり、それ以前に証拠請求の根拠がないことについて、次回公判で文書(口頭)により意見をのべるので、それまでは決定を出せないことを通知します。

このようなα、β、γの方向が交差してくる七・一八公判は次のような展開をみせた。

第八五回公判調書に出廷が記録されているのは、

被告人(上原孝仁)

裁判官(荒石利雄、米田俊昭、能勢顕男)

書記官(坂東利一)

検察官(遠藤太嘉男、村上秀夫、外岡孝昭)

弁護人Ⅱ河原昭文
証人Ⅱ戸田義郎

午後一時すぎの開廷と前後して仮装被告(団)から(松下)の表
現が弁護人、裁判所書記官に提出された。数分の沈黙のあとで被告
人(上原)と裁判所の間で六・四併合決定についての法的な(一)
やりとりがあり、上原は併合決定の根拠が判らない、戸田証人を今
後申請するかどうかいえない、とくりかえした。その後、公判調書
によれば、

裁判長 ー本日の法廷で出頭した証人戸田義郎を被告人松下不出頭
のまま公判準備で取調べることにしている意見を具体的に述べら
れた。

弁護人 ー本件と直接の関係はありませんが他の事件で被告人松下
と私の関係が微妙になり現在迄に打合せが出来ず被告人松下の不
出頭も本日の書状で初めて知った次第で次回迄に十分打合せをし
た上で臨むので本日の証人尋問は延期ありたい。

検察官(村上) ー本日の法廷で被告人松下の不出頭理由書を読ん
でも何故出頭しないのか理由が判らない。然も弁護人申請の証人
尋問にも拘らず全く理由なしに出頭しないし公判準備の証人尋問
にも応じない。果して弁護人申請の証人尋問が必要なのかどうか
疑わしい。この様な状態なら検察官申請の証拠調の採否を決定し
早い段階で結審ありたい。

公判調書には記録されていないが、裁判長は事態の重大さ
に気付きはじめて合議すると告げた。そして検察官と弁護人も別

室に、とのべた時、傍聴席の仮装被告が立ち上って、「松下被告人
から審理への参加を委託されているので、ここでやってほしいと思
います。弁護人は検察官の意見に反論して下さい。」と発言した。

(万八一Vの時、湊川神社の鳩にまくエサを応用する準備をしつつ)
裁判長は気迫におかれて「あとで説明する」とのべ、約束を異さざる
をえなくなった。(註一)この行為について被告人上原は、十月三
日の公判で、「裁判所に対するドウカツ」であり誤りである、
とのべている。むしろかれは、仮装被告団の存在そのものをハドウ
カツというけとめてしまおう状態にいたのである。(註二)傍聴席では、
東大闘争被告の七七七八年服役中の獄中訴訟記録や、七九年二月
四月の(自主ゼミ)の資料が回覧されはじめていた。

再開後、裁判長が合議の経過を伝えつつ弁護人、被告人に証人尋
問を開始できないかとくりかえして要請したが、それぞれの水準で
拒否された。そして公判のブラックホールをなす松下の(一)不出頭
に対して重要な発言が権力の本能からなされている。公判調書によ
れば、

検察官(外岡) ー被告人松下の関係で本日不出頭の理由は見受け
られない。刑法二八六条、三四一条等で審理続行は可能で、若
し弁護人申請の証人を採用維持するならば本日取調をされたい。

公判調書の実質的部分はここで終ってはいないが、この発言には
一 公判の生死にかかわる問題が含まれている。刑法第二八六
条の二は、「拘留されている被告人が出頭を拒否した場合、被告人不
出頭のまま公判手続をおこなう」という、東大裁判をふくむ裁
判過程で適用された規定である。さらに怖るべきことは、検察官は、

* 公判の現段階の 諸問題について

この表題をもつ文書が一九七九・九・一付で(松下昇一)をふ
くむ仮装被告(団)から、神戸地方裁判所第三刑事部へ提出さ
れているのでその全文を掲載する。(註は、いま加える。)

一、本年七月一八日の公判に被告人(松下昇一)が(一)不出頭した複
素一数的な理由の根底には、より深い弁護(併合)証人尋問の条
件を構築して行く意図が存在し、その成果は日を追って明らか
になりつつある。被告人の発想は、昭和五〇年九月一二日の公判に
おける意見陳述(註一)以来一貫しており、この陳述をよみかえ
すならば、七月一八日の意味はより正確にとらえられる。単に弁
護人との関係だけで(一)不出頭したとみるのでは問題の本質を部
分的にしきみないことになりかねない。勿論本年七月六日の人名
古屋V地裁における(一)公判の経過は、すべての弁護人存在の
自己対象化を迫っており、この作業を前提としない限り、すべて
の弁護人存在は、(一)公判に関して発言することができないの
は自明であるが。(註二)

二、次回公判期日や併合・分離に関しては、弁護人が本年八月二二
日付で提出している申立書群(註三)が(私)たちの意図を過度
的に伝えており、その実現を要請するが、さらに付け加えるなら
は、

α、本年六月四日付の併合決定は根拠をもたない。被告人の意見

松下が審問的情况に人勾留されている被告人Vであることを逆方向
から語っていることである。また刑法第三四一条は、「被告人が
陳述をせず、許可を受けないで退廷し、又は秩序維持のため裁判長
から退廷を命ぜられたときは、その陳述を聴かないで判決をするこ
とができる。」という、まさに七月六日に強行された訴訟指揮を
(一)法的に支える規定である。

仮装被告(団)をふくむ公判の当事者総体の力関係によって、こ
の検察官の発想は実現されなかったとはいえ、この発想の根拠と深
く持続的に格闘していかなければならない。

ところで哀れをとどめたのは戸田証人であった。当日、法廷に
(一)非一合法に存在したテープをきいてみると、かれは裁判長が丁重
に「次回には必ず(被告人松下を)出頭させるように取りはからい
ますから、今日のところはどうか」といわれても、なお意見をい
わせてほしい^の立ち上り、本日の証言が肩すかしをくった不備をの
べ、被告人から必要な手紙がくるので困る、今後は拒否する、と
いう趣旨の発言をしたが、何度も「こう、私は思います。」と大声
で発言しているのが印象的である。かつて神戸大学評議會を独裁し
ていた頃の名残りであると共に、松下処分過程で松下が(一)不出頭
して大学側の処分の時(空間を転倒した)こと(五月三日の会
通信、第三号八十三ページ参照)を想起していたのかもしれない。

なお次回期日(十月三日)の決定に関して弁護人、被告人(上原)
は黙って了承した。

をきかずに決定されているということ以前に、裁判所は、被告人（松下）が昭和五一年四月一五日に提起した併合請求（註四）に対する却下決定をとり消さない限り、以後併合について論じえないのである。

β、本年十月三日には、その期日決定について異議をのべなかった被告人上原についてののみ審理をおこない、かれの主張を全公判過程におけるかれの主張（とりわけ昭和四九年十月三日の公判における併合請求（註五）との関連において検討すべきである。

γ、前記の検討が十分におこなわれ、かれの希望する公判がn回持続する間、被告人（松下）の公判期日が宙吊りになっていることに異存はない。というよりも、この方法によってこそ公判参加者の責任と力量が問われて行くであろう。

三、（私）たちは、七月一八日の公判における検察官らが愚かにも錯覚したがっているように、予定されている証人の必要性を認めないのではなく、その逆である。いうまでもなく、大学闘争以降八十年をへて、一つ一つの日付が八十年の重さをかかえてめぐってきている。戸田証人が七月一八日の法廷でみせた焦立ち、自らのおかれた位置をかれなりに感じていることからきているであろう。（私）たちは法廷をふくむあらゆる場で大学闘争を抑圧する関係性との（自主ゼミ）を展開してきたおり、その重圧に耐えかねていることは戸田証人の言動からも明らかである。かりに被告人（松下）の公判期日が、当分の間、可視化しないとしても、その期間が、相互により本格的な証言の準備期間として応用しうるのであり、決して審理そのものの宙吊りを意味しない。

（註一）通信一九号八〇九ページ参照。なお、本来、（一）公判の全過程の（抄）が掲載されてきていれば、さらに多くの問題点を指摘することが可能であるが、当面、通信二四号の（不）出頭過程を媒介する（非）存在闘争論（序）を再把握していただければ幸いである。

註二 この問題に関して全力で共闘しつつあった（一〇）三被告団（からの（自主ゼミ）が、八月十四日をふくめて持続的におこなわれ、河原弁護人は、強い辞任の意向をもっていただけども次第に（一）公判総体における弁護人の責任を少しずつ引きうけはじめようになった。三四ページ参照。

註三 八月六日付で松下に対して次回公判期日を十月三日とする召喚状がきたので、前註の経過をたどって弁護人から、被告人二名についての相互の弁論分離請求書二通と、松下についての公判期日変更申請書が提出された。

註四 通信二二二七ページ、八〇〇ページ参照。

註五 一五年前の十月三日の公判調書をみると、勾留中の被告人上原は、同じ法廷に在る共同被告人橋本がこれまでの水準による併合持続を強調するのに対し、（一）公判の弁護人選任届がこの公判の日付で運動しつつあることを示唆しつつ、松下を被告人とする（一）公判との併合を勾留の七十年代性の深さから要求していた。また九月二七日に（単位）（制）に不可決な試験が予定されていた京大教養部の（自主ゼミ）にかれが（参加）するのを妨げた理由を激しく追及しているのは注目すべきである。

註六 註一（五）に関連する全ての表現は回覧可能である。なお冒頭の表題をもつ（九）（一）付提起に対して、神戸地裁は九・二六付

で、松下と上原の分離、松下の公判期日を十・三から十二・七へ変更する決定を出した）

（一）公判の現段階の諸問題について提起したいことは（無）数にあり、それが（一時の楔）通信の持続を支える基軸になって行くであろうが、ここではまず、七・一八以降、現在までの（神戸）地裁の経過を素描しておく。

十月三日

被告人（上原）は出頭したが、弁護人（河原）は、「被告人の希望もあり」持続的に（不）出頭。裁判長が九月二六日付の（分）離（決）定を伝えると、被告人は「松下さんとちがう理由で分離に応じません。」とのべた。今後の被告側立証については、まだ構想中で後に証人申請に関する文書を提出することをきめて終っている。

この公判に至る過程の九・九付でかれは何かを象徴するように一九七三年十月に察誌として開始し、一九七四年の（非）存在闘争による勾留をへた保釈後、寮を出てからも発行を続けていた雑誌（渦）（V）を十二号で終刊する意志表示をしている。いまよみかえすと一号から四号にかけて掲載された「断崖の花」、六号の「冒頭陳述ノート」、八号の「ある死生に触れて」などを含む一九七六年六月までの表（現）は、現在のかれと全く別人と見える抒情性と思想性を切り拓いている。その後の変化を私（たち）が、いかに批判しているようにみえても、それは、その位相で不滅の共闘者であるかれを通じての（自己）批判の条件を創りだす苦闘としてであり、それをへて、再び本当のかれに出会いたいという希望を捨ててはいない。

十月五日

前年の十月一六日以降、その経過が（不）可視になっていった（前）共同被告人たちの公判が、久しぶりに（自主ゼミ）参加者の視界に交差してきた。驚いたことに、一年前には、松下、上原に関する公判調書を用いつつ、この二人より少しおくれた検察側立証段階であったものが、この日には被告人質問に加速されていた。最初にやる予定の被告人（島岡）（旧姓橋本）が出頭してないために、他の被告人についての押収品（ヘルメット、タオル、軍手、ピラなど、一九七一・九・七闘争に関するもの）の認否だけで終っているが、一年前との大きい落差は今後も追求していくべき重要な課題を残している。この日に召喚されていた被告人と事件を列挙しておくこと次ようである。

一九六九・十一・八 学期末試験（分）離（決）定 V 一 島岡

一九六九・十二・三 教授会（分）離（決）定 V 一 島岡、樫木（森川、松下と（分）離（決）定 V）

一九七一・四・二八（五）一九 一〇九 V 哲学（分）離（決）定 V 一

島岡（上原と（分）離（決）定 V）

一九七一・九・七 一〇九 V 哲学補講（分）離（決）定 V 一 松木、今

田（松下と（分）離（決）定 V）

（あり）（の）（それ）（を）（よ）

ここで、前述の公判群と対照的な位置を示している公判を開示しておきたいが、それは九月二八日に開始され十一月二八日に持続している（八七）（二）（V）公判（被告人は藤原（旧姓勝川）と筒井）の被告人質問である。

一九六九・七・一二に神戸大学長事務取扱は、全神大人結集集会

を、複数の学部教授会の反対にもかかわらず、「自分の責任で」強行し、会場を学内ではなく機動隊の演習場に設定し、断崖からつきおとすなどの行為を含めて集会に反対するものたちを排除し、数百名を負傷させ、七十名以上を逮捕させ、形式的にも実質的にも成立しなかった、△全学集会▽を口実として同年八・八の封鎖解除、九月からの授業再開をはかったのである。

いま、ここでとり上げる二人の被告人の公判の特徴はいくつもあるが、同時期に起訴された他の十数人の被告たちが△敗戦処理▽として早々と裁判を終ったのに対し、一九七二年に弁護人の樺島氏が辞任した後も神戸大や京大での「自主ゼミ」活動をふくめて、裁判過程から闘争の真の意味、現在への応用を追求してきたことである。（公判記録の謄写を弁護人ではなく被告人としておこなう前例をも確立しているので、可能な限り応用してほしい。）

この二人の公判では、被告側立証として、いまは相互に遠く離れている人たちを包括しつつ、闘争にかかわった総体的な証人群を申請し、その最後に、松下未字の位相をふくむ松下昇をおいていた。しかし神戸地裁第三刑事部は、その一部を採用したものの、一九七九年六月に残りの証人申請を却下して、結審前の手続として被告人質問を迫ってきた。

この段階で、松下をふくむ仮装被告（団）は証人却下や弁護人「不」在を転倒しつつ、また松下の七つの公訴事実の要因の一つを前史的にもつ、この事実についての冒頭陳述の方向性をこめて、被告人（相互）質問レジュメを構想し、九・二八に応用を開始している。被告たちは、△十V年前の逮捕者全員の記録を検察官に調査させることにも成功しているので、被告人質問は一〜二回で終らなく

なり松下についての元学長戸田を証人とする公判の展開を力強く支えている。かれらの△七・一二▽公判においてのみ証言した戸田の速記録、数回分が、現在「自主ゼミ」で検討中であり、すでに十二・七公判（被告人△松下、証人△戸田）は開始されつつある、といえる。

III 今後「時の楔」通信で

展開するテーマ群

いつ、どのように展開しうるかは「不」確定である、というのが最も正確であるとしても、少くとも第△0▽号〜第△1▽号の軌跡が交差してきた全てのテーマを、より深く、より包括的にとらえて行く責任を負っていることはいままでもない。また、これまで殆んど文字としては出現させ得ていない「公判過程（△徳島▽地裁、△岡山▽地裁をふくむ△▽地裁の大学闘争を媒介する△十V年性）についても、力の及ぶ限り対象化の作業をすすめて行きたい。契機として△大字▽や△裁判▽の仮装から出立するとしても、そのテーマが、この世界の全てのテーマに巡礼し、変革を迫っていくものであることを、私たちは確実に開示していくであろう。

この号をふくめて、通信「時の楔」に出会う人は、たえずパンフ「時の楔」（応用しうるn部が集積している）との関連をとらえていただきたい。パンフ「時の楔」一四ページでのべている「パンフに掲載しえないものを、必要に応じて少しずつでも持続的に掲載し、その△資料▽が現在のにもっている意味に「註」を加えつつ、表現を生かす場の創出に活用していく」方針との関連でいえば、第△1▽号は、具体的には遠くへ飛翔しているようにみえるけれども、一つの表現の根拠は深く結合していることは確かである。さらに、「時の楔」刊行の位相は複一素的な場でも展開されており、前記パンフの十二〜十三ページのリストにある△資料▽のうち

ラディックス問題、三二「ドイツ語の本」問題に関するものが巡礼を開始しており、

東大裁判、四・二八裁判に関する仮装被告団の△資料▽も、これに加わり、いたる所で討論の場を拡大していること、

七五年以来、七九年まで岡山大学祭の連続シンポジウムで、自主ゼミ、相互評価（単一位制の止揚）、表現過程をふくむ七十年代の諸テーマが実践的に討論されてきていること、

この通信の前史過程にある「五月三日の会通信」の△山賊版▽がn部作成され、手から手へ運動していること、

△巷の研究室▽での「自主ゼミ」活動として△古書店▽梁山泊（大阪・梅田・阪急古書のまちTel〇六一三七四一二五八二）で△松▽下昇発言集▽をふくむ、「時の楔」の前史的な表現の貸出しがおこなわれていること、（但し、経営者の弾圧で現在は宙吊り。）などを記しておきたい。

「時の楔」作業の過程で感じた、いくつかの時間性の手ざわりについてのべると、

一つ一つの表現の内部で息づいている時間の切迫と、その総体を一瞬かいまみつつ、「抄」という位相でとらえるときの時間の切迫のリズムの関連が、少しずつ判りかけてきたような気がする。次の瞬間に、どのように行為するか、という決断の中に△十V年性が問われていること、文字としてみる日付と日付のスキマが無数の多彩さに埋まっていること、関係性巡礼の速度などを、この作業に生かしたいと願ってきた。わずかでも感じとっていただければ幸いである。しかし本当に困難なのは、「時の楔」作業を持続していく条件の

創出であり、あらゆる予測も構想も立てられないままに、圧倒的なにかの力の前に出ていくときの、逆に果てしなく爆発的に拡がるテーマ群を背負おうとするときの双極の軸を、いかに「あなた」と共有するか、ということである。

訂正

時の楔通信 第〇〇〇号に、少くとも次の校正ミスがあるので訂正します。

一九七九・十二・七

△▽地裁へむかいつつ

（自主ゼミ）実行委員会

（連絡先の△▽つ〓神戸市灘区赤松町一〇一）

（松下 昇）未字）

二ページ一三行目 十一日の次に「」を加える。
四ページ上段左から十一行目 「註をしておく、」↓「註をしておく。」

六ページ下段左から四行目 「変化」↓「変更」

八ページ下段左から二行目 「召喚」↓「召喚」

九ページ上段右から二行目 （同前）

一六ページ上段さいごに「」を加える。

一七ページ上段一行目 「低抗」↓「抵抗」

二二ページ下段右から六行目 「専門」↓「専門」

二五ページ上段右から三行目 「筆字」↓「筆写」

二八ページ上段右から八行目 「だれにも」↓「だれも」

三〇ページ下段右から十一行目 「（最高裁）の次に「」を加える。

三一ページ上段右から十五行目 「第二部」↓「第一部」

三三ページ上段右から八行目 「罪金」↓「罰金」

三四ページ下段右から二〇三行目 「岡山地裁・地検」の上下に

「」と「」をつける。

三七ページ下段右から七行目 「詳細」↓「詳細」